

我が国の文化行政

平成18年度

文化庁長官あいさつ

文化庁シンボルマーク

I 文化を大切にする社会の構築／1

- 1 文化庁の組織…………… 1
- 2 平成18年度文化庁予算の概要…………… 2
- 3 地方公共団体の文化関係経費の推移…………… 3
- 4 文化芸術振興基本法…………… 4
- 5 文字・活字文化振興法の制定…………… 4
- 6 文化芸術の振興に関する基本的な方針…………… 5
- 7 文化関係の税制…………… 6
- 8 文化関係の融資制度…………… 7
- 9 文化審議会…………… 8

II 芸術創造活動の推進／9

- 1 芸術創造活動の推進施策の概要…………… 9
- 2 芸術創造活動の推進…………… 10

III 地域における文化の振興／21

- 1 地域における伝統文化の継承・発展の支援…………… 21
- 2 公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進…………… 22
- 3 こどもの文化芸術体験活動の推進…………… 23
- 4 国民の芸術文化活動への参加の奨励…………… 25
- 5 美術館・歴史博物館の振興…………… 27
- 6 芸術文化活動等を支える人材の育成…………… 29
- 7 文化ボランティアの推進…………… 30
- 8 「文化力」で地域を元気にする取組…………… 31

IV 文化財の保存と活用／32

- 1 文化財の保護の仕組み…………… 32
- 2 文化財分野における国際交流・協力の推進…………… 44

V 新しい時代に対応した著作権施策の展開／48**VI 国語に関する施策の推進／50**

- 1 国語施策の推進…………… 50
- 2 外国人等に対する日本語教育の推進…………… 51

VII 国際文化交流の推進／52

- 1 文化庁と国際文化交流…………… 52
- 2 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要…………… 56

VIII 文化の情報化の推進／59**IX アイヌ文化の振興／61****X 宗教法人と宗務行政／62**

- 1 宗教法人制度の概要…………… 62
- 2 宗務行政の推進…………… 63

XI 国立文化施設等／64

は じ め に

文化庁長官
近 藤 信 司



平成13年末に文化芸術振興基本法が成立し、平成14年12月には、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この方針は、おおむね5年間を見通した国の文化芸術の振興の基本指針であり、文化庁ではこの方針を踏まえて各施策を着実に実施してまいりました。

そして、このような流れを背景として、文化庁予算は平成15年に1,000億円を超え、各分野における施策の充実が図られてきました。さらには、地方公共団体や民間においても文化芸術への支援が活発になっており、特にNPOや文化ボランティアといった「民」の力が大きくなっていることは心強い限りです。

文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力となるものですので、これを振興する文化芸術行政は、夢や希望がある、未来志向の分野であると思っております。

文化庁では、芸術創造活動の推進、地域の文化の振興、文化財の保存と活用、国際文化交流の推進など、文化行政の新たな展開を図りながら、我が国の「文化力」の向上を目指してまいります。

本冊子を通じて、皆様に文化行政に対する御理解を深めていただくとともに、皆様の文化芸術活動に役立てていただければ幸いに存じます。

文化庁シンボルマーク

わかりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成いたしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件（応募者数221名）の中から文化庁内において選考を重ね、決定いたしました。

文化庁の「文」の文字をモチーフに3つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿（文化庁）・広がり表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等に表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にする社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永くご愛用いただけますよう、よろしくお願いします。

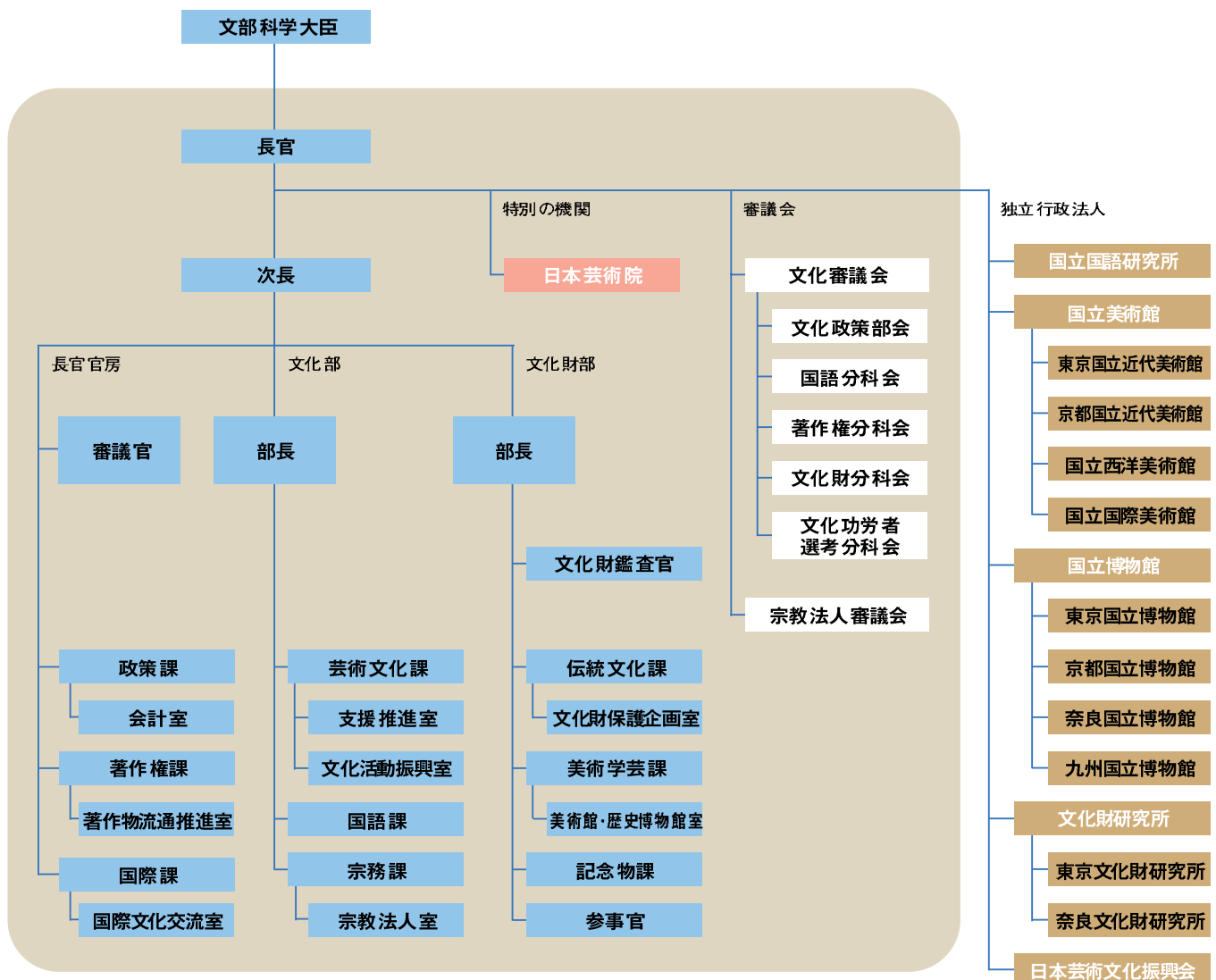


文化を大切にする社会の構築

1 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を併せて設置されました。現在、文化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。

◆文化庁の組織 (平成18年4月1日現在)



平成18年度末定員237人

2 平成18年度文化庁予算の概要

国内外の人々を魅了する「文化力」の向上

◆総表

(単位:百万円)

区 分	前年度予算額 (当初)	平成18年度 予算額	対前年度	
			増減額	伸率
文化庁	101,605	100,648	△ 957	△ 0.9%

◆主な内容

(単位:百万円)

主要事項	前年度予算額	平成18年度 予算額	比較増△減額
文化芸術立国プロジェクトの推進	21,954	20,962	△ 992
○文化芸術創造プランの推進	20,065	19,092	△ 973
①最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等	9,752	9,020	△ 732
②「日本映画・映像」振興プランの推進	2,452	2,186	△ 266
③世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成	2,636	2,426	△ 210
④感性豊かな文化の担い手育成プランの推進 ーこどもの文化芸術体験活動の推進ー	5,225	5,460	235
○「日本文化の魅力」発見・発信プランの推進	1,889	1,870	△ 19
①個性と魅力ある地域文化等の発見と「文化力」を活かした地域づくりの推進	1,183	1,224	41
②日本文化の発信による国際文化交流の推進	579	513	△ 66
③コンテンツの保護と発信の推進	127	133	6
文化財の次世代への継承と国際協力の推進	34,787	34,494	△ 293
○文化財の保存整備・活用	34,632	34,321	△ 311
○文化財の国際協力の推進	155	173	18
文化芸術振興のための文化拠点の充実	38,144	38,683	539
○新たな文化拠点の整備 国立新美術館、平城宮跡保存整備	10,549	12,559	2,010
○美術館・博物館等活動の推進	27,595	26,124	△ 1,471

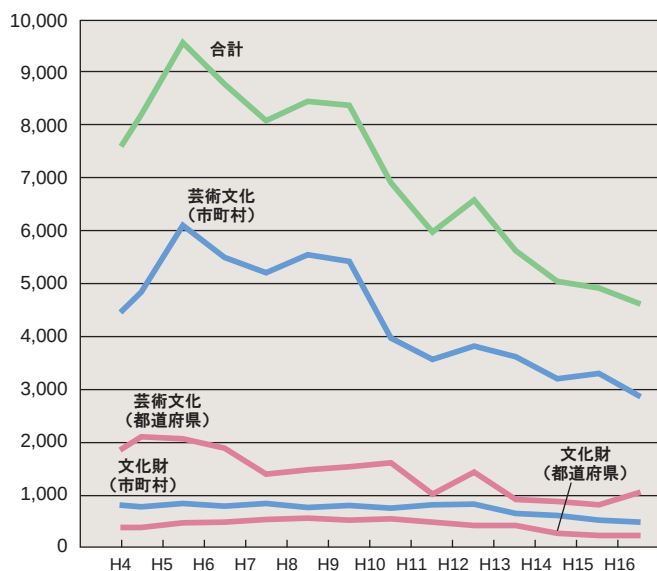
3 地方公共団体の文化関係経費の推移

地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年をピークに減少が続いており(A)、その主な原因には、文化施設建設費(ハードウェア費用)の減少があります。一方、芸術文化事業費(ソフトウェアの費用)は平成5年以降もほぼ横ばいです(B)。

つまり、地域における文化施設等のハード整備が進んだことをうけて、芸術文化経費を地域のソフト事業の充実や文化的側面を重視した地域振興施策を実施する傾向があると言えます。

◆A. 文化関係経費の推移

(単位:億円)

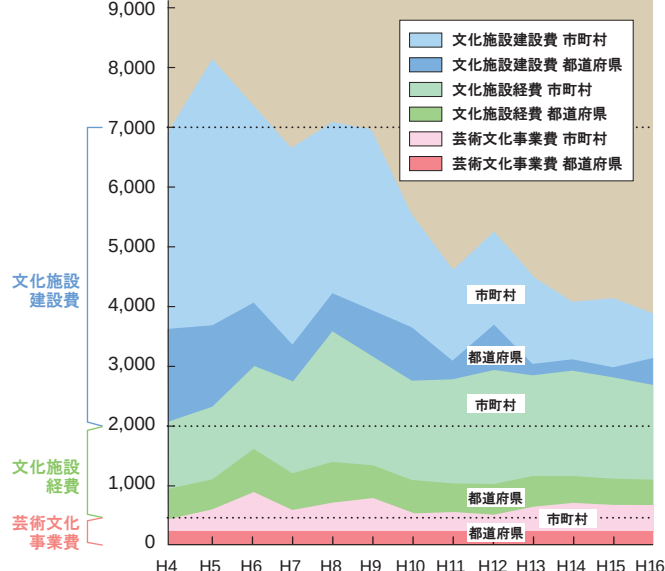


(単位:億円 文化庁調べ)

	都道府県			市町村			合 計
	芸術文化	文化財	小 計	芸術文化	文化財	小 計	
平成4年度	2,098	425	2,523	4,873	819	5,692	8,215
5	2,085	502	2,587	6,090	876	6,966	9,553
6	1,915	516	2,431	5,528	826	6,354	8,785
7	1,432	566	1,998	5,239	875	6,114	8,112
8	1,517	615	2,132	5,572	779	6,351	8,483
9	1,560	562	2,122	5,436	820	6,256	8,378
10	1,614	557	2,171	3,972	785	4,757	6,928
11	1,045	523	1,568	3,593	831	4,424	5,992
12	1,455	464	1,919	3,822	845	4,667	6,586
13	888	445	1,333	3,645	672	4,317	5,650
14	879	292	1,171	3,226	624	3,850	5,021
15	834	249	1,083	3,316	535	3,851	4,934
16	1,040	243	1,283	2,869	493	3,362	4,645

◆B. 芸術文化経費の推移

(単位:億円)



(単位:億円 文化庁調べ)

	芸術文化事業費		文化施設経費		文化施設建設費		合 計
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	
平成4年度	193	296	447	1,125	1,458	3,452	6,971
5	190	393	518	1,192	1,377	4,501	8,175
6	225	764	606	1,361	1,084	3,401	7,443
7	225	354	639	1,520	567	3,364	6,671
8	220	508	666	2,158	630	2,906	7,089
9	231	539	569	1,834	760	3,062	6,996
10	189	356	526	1,672	899	1,942	5,586
11	190	354	491	1,715	363	1,525	4,638
12	182	311	506	1,900	766	1,610	5,277
13	200	437	497	1,716	191	1,491	4,533
14	234	449	467	1,762	179	1,015	4,106
15	234	454	415	1,693	185	1,169	4,150
16	233	435	392	1,624	415	810	3,909

※経費の積み上げと合計額は億円単位で切る関係で必ずしも一致しない。

4 文化芸術振興基本法

議員立法として「文化芸術振興基本法」が国会に提出され、平成13年11月30日に成立し、12月7日に公布、施行されました。本法律は文化芸術の振興に関し基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進して、文化芸術の総合的な振興を図ることとしています。

法律の内容

第一章 総則（第1条～第6条）

目的（第1条）

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念（第2条）

- ・芸術家等の自主性尊重
- ・芸術家等の創造性尊重
- ・国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・多様な文化芸術の保護及び発展
- ・地域の特色ある文化芸術の発展
- ・国際的な交流及び貢献の推進
- ・広く国民の意見の反映

国及び地方公共団体の責務（第3・4条）

国民の関心及び理解（第5条）

法制上の措置等（第6条）

第二章 基本方針（第7条）

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策（第8条～第35条）

- ・文化芸術の各分野の振興
- ・地域における文化芸術の振興
- ・国際文化交流の推進
- ・人材の養成・確保
- ・国語・日本語教育の充実
- ・著作権等の保護・利用
- ・国民の鑑賞等の機会の充実
- ・学校教育における文化芸術活動の充実
- ・文化施設の充実
- ・情報通信技術の活用の推進
- ・民間の支援活動の活性化
- ・政策形成の民意の反映 等

5 文字・活字文化振興法の制定

平成17年7月に、議員立法として「文字・活字文化振興法」が成立、公布・施行されました。

これを受けて、文部科学省においては、図書館の充実、読書活動の推進、学校図書館の充実等の施策の一層の推進などの「文字・活字文化」の普及・啓発に取り組んでいくこととしています。

6 文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化芸術振興基本法に基づいて、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために政府として策定したもの（平成14年12月10日閣議決定）であり、本基本方針を踏まえて文化芸術の振興に取り組んでいます。

1. 基本方針の概要

まえがき

今後おおむね5年間を見通し、
施策の総合的な推進を図るための方針

1. 文化芸術の振興の基本的方向

(1) 文化芸術の振興の必要性

文化芸術は国民全体の社会的財産。社会全体でその振興を図ることが必要。

(2) 文化芸術の振興における国の役割等

①国の役割

国民の自発的な活動の刺激・伸長、文化芸術の享受のための条件整備。

「文化芸術の頂点の伸長」と「文化芸術の裾野の拡大」を基本とする。

②重視すべき方向

「文化芸術に関する教育」、「国語」、「文化遺産」、「文化発信」、「文化芸術に関する財政措置及び税制措置」

③地方公共団体及び民間の役割

地域の特性に応じ、多様で特色ある文化芸術を振興 等

(3) 文化芸術の振興に当たっての基本理念

「芸術家等の自主性の尊重」等8項目

(4) 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項

「芸術家等の地位向上のための条件整備」、「国民の意見等の把握、反映のための体制の整備」、「支援及び評価の充実」、「関係機関等の連携・協力」

2. 文化芸術の振興に関する基本的施策

今後取り組むべき基本的施策として、「芸術等の各分野の文化芸術の振興」、「文化財等の保存・活用」、「地域の文化芸術の振興」、「国際交流の推進」、「芸術家等の養成・確保」、「国民の文化芸術活動の充実」、「文化施設の充実等」など11の項目について、107の事項の施策を新しい視点に立って具体的に記述。

2. 基本方針の見直し

平成18年2月に文部科学大臣から文化審議会に対し、「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」の諮問が行われました。諮問事項につ

いて、現在、同審議会文化政策部会において審議が進められており、平成18年度中に答申がとりまとめられ、文部科学大臣に提出される予定となっています。

7 文化関係の税制

	事項	措置内容	適用年度	
国 税	特定公益増進法人	【公益法人】（文部科学大臣認定） ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	昭和51年度 （登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度）	
		【独立行政法人】 ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所 ・日本芸術文化振興会（平成15年10月～）	平成13年度	
	認定特定非営利活動法人	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	平成13年度	
	指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託	昭和62年度	
	指定寄付金	【公益法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	【個人の寄付金】 「寄付金（所得金額の30％を限度） —5千円」を所得控除（所得税） 【法人の寄付金】 一般の寄付金とは別に「（所得金額の2.5％＋ 資本等の金額の0.25％）×1/2」を損金算入（法人税）	昭和40年度
		【独立行政法人】 ・国立美術館・国立博物館・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用		平成13年度
	相続財産の寄付	【公益法人】（文部科学大臣認定） ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	非課税（相続税）	昭和62年度
【独立行政法人】 ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所 ・日本芸術文化振興会（平成15年10月～）			平成13年度	
【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動			平成13年度	
重要文化財等の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要文化財（動産または建物）の譲渡（平成19年12月31日まで）	非課税（所得税）	昭和47年度	
	・国、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要有形民俗文化財及び重要文化財に準ずる文化財の譲渡（平成19年12月31日まで）	1/2 課税（所得税）	昭和47年度	
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除（所得税）、損金算入（法人税）	昭和45年度	
重要文化財の相続・贈与	・重要文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除（相続税・贈与税）	平成15年度	
	・登録有形文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税）	平成15年度	
	・伝統的建造物（文部科学大臣が告示するもの）である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	贈与財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税）	平成15年度	
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成10年度	

地方税	事項	措置内容		適用年度
	重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物（家屋及びその敷地）	非課税 （固定資産税・特別土地保有税・都市計画税）	昭和25年度
		・登録有形文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税）	平成17年度
		・登録有形民俗文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税）	平成17年度
		・登録記念物（家屋及びその敷地）	1/2課税（固定資産税）	平成17年度
		・重要文化的景観を形成している家屋（文部科学大臣が告示するもの）及びその敷地	1/2課税（固定資産税）	平成17年度
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋（文部科学大臣が告示するもの）	非課税（固定資産税・都市計画税）	平成元年度
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減 （固定資産税・都市計画税）	平成12年度

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

8 文化関係の融資制度

文化関連施設に対する日本政策投資銀行の長期の融資制度は以下のとおりです。（平成18年4月現在）

◆知的財産有効活用支援事業

融資要件

- ①融資対象者：民間事業者
- ②金利：政策金利Ⅱ
（1.5%＋リスクに応じた追加金利）
- ③融資比率：最高40%

融資対象事業

映画などのコンテンツ製作事業者等、知的財産を保有する企業が信託等により著作権等の知的財産権を流動化して資金調整する事業

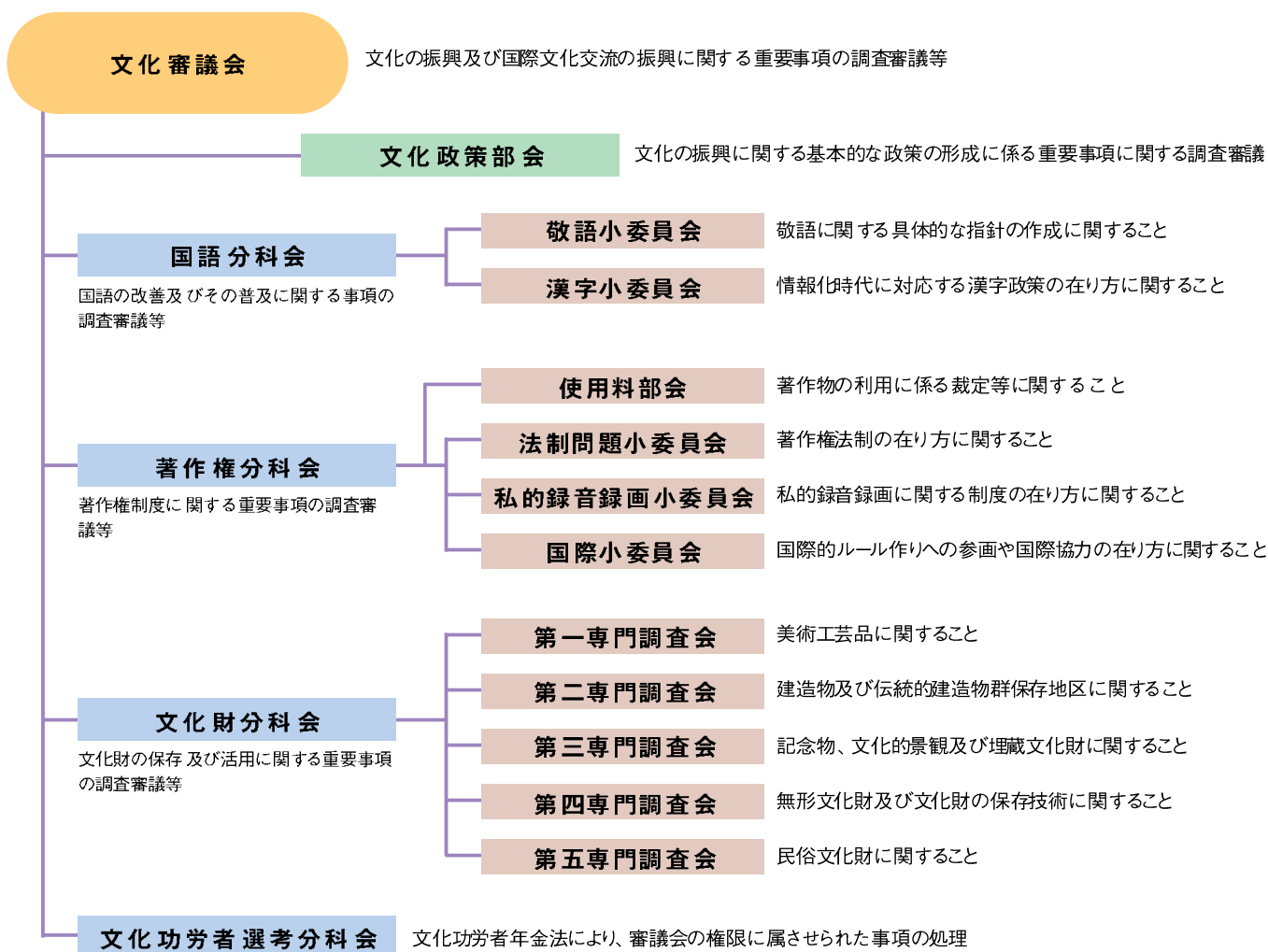
9 文化審議会

文化審議会においては、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行います。

これまでの
主な答申等

- ・「これからの時代に求められる国語力について(答申)」(平成16年2月)
- ・「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について(提言)」(平成16年2月)
- ・「地域文化で日本を元気にしよう! (報告)」(平成17年2月)

◆文化審議会組織図



芸術創造活動の推進

1 芸術創造活動の推進施策の概要

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にあります。芸術家や芸術団体の創造活動がより活性化するためには、それを支える創造環境を整備充実していくことが不可欠です。

文化庁では、次のような施策を展開し、芸術創造活動の推進を図っています。

(単位: 百万円)

施策	概要	平成18年度予算額
1 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等		9,020
①芸術創造活動重点支援事業等の推進	最高水準の舞台芸術公演(オーケストラ、オペラ、舞踊、演劇、大衆芸能等)、伝統芸能(能楽、歌舞伎、文楽等)等に対する重点支援を行う。	6,817
②舞台芸術の国際フェスティバルの開催	世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て、音楽、バレエ、演劇等の国際フェスティバルを開催する。	339
③優れた芸術の国際交流	我が国と外国との二国間における芸術交流の推進、海外との優れたオペラ等の共同制作や海外のフェスティバル等への参加支援を行う。	1,864
2 「日本映画・映像」振興プランの推進		2,186
①魅力ある日本映画・映像の創造	我が国の映画水準の向上や新人監督等の育成、地域の活性化などを目的とした製作支援等を行うとともに、顕彰の実施などを行う。また、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表、顕彰、先端的なメディア芸術の鑑賞の場として、「文化庁メディア芸術祭」を開催。	1,209
②日本映画・映像の流通の促進	日本映画がより多くの上映機会に恵まれ、海外にも市場が広がるよう、国内における上映・映画祭支援や海外への発信支援を行う。	466
③映画・映像人材の育成と普及等	我が国の映画・映像人材の育成のため、短編映画作品の製作を通じた人材育成事業や、映画関係団体等が行う人材育成事業の支援を行う。また、子どもが映画館等で日本映画に直接触れる機会を設けることにより、日本映画に親しみ鑑賞する素地を培うとともに、将来の鑑賞者・創り手を育成する。	265
④日本映画フィルムの保存・継承	我が国の貴重な文化遺産である映画フィルムの確実な収集・保管を進める。	246
3 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成		2,660
①新進芸術家の養成、発表への支援	我が国の新進芸術家の海外留学・国内研修、海外の新進芸術家の招へい、新進芸術家の育成公演事業の実施を行う。	1,100
②芸術団体等が行う養成、発表機会の充実	芸術団体等が行う人材育成支援事業、世界トップクラスの指導者を海外から招へいする優秀指導者特別指導助成、国民文化祭の開催、国際交流による地域文化活性化事業、公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流を実施する。	1,326
4 芸術祭の開催	意欲的な公演の発表機会の提供、内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供を目的に、毎年秋に開催する。	102
5 芸術家等の顕彰	文化勲章、文化功労者、日本芸術院賞、芸術選奨等。	
6 舞台芸術振興事業	日本芸術文化振興会が国からの運営費交付金を財源として、芸術団体が国内において行う我が国の舞台芸術の水準向上に資する講演活動を支援する。	442
7 芸術文化振興基金	芸術文化振興基金の運用益をもって、芸術文化団体等の文化活動に対して幅広く助成する。	1,556 ※

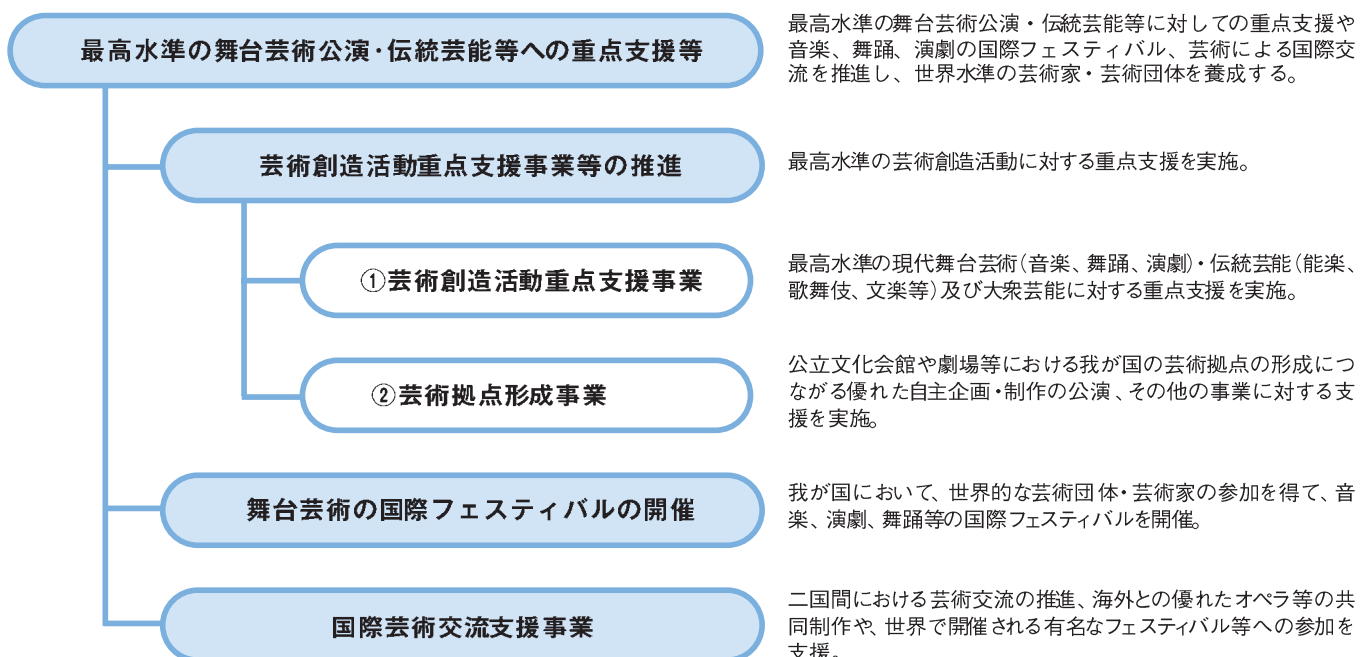
※ 数字は平成18年度映画の制作活動第2回分を除く

2 芸術創造活動の推進

1. 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等

1. 芸術創造活動重点支援事業等の推進

芸術創造活動の推進については、平成18年度も引き続き「文化芸術創造プラン」として、芸術創造活動の充実を図り、舞台芸術等に対する重点支援を実施し、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を行っています。



平成17年度文化庁支援公演より



バレエシャンブルウエスト「シンデレラ」 撮影：長谷川清徳



東京交響団「第530回定期演奏会」 撮影：池上直哉

2. 文化庁舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)の開催

文化庁舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)は、国内のアーティストと海外のアーティストが競演する機会を提供することにより、文化芸術面での国際交流の推進を図り、国内の文化芸術のレベルの向上と振興、さらには世界の文化芸術活動の発展に寄与することを目的としています。

「アジアの文化交流」をテーマに、4回目の開催となる本年は、9月6日のプレイベントに始まり10月28日

まで約2ヶ月間、東京と関西、九州、沖縄などで開催しました。音楽や舞踊など幅広いジャンルの舞台芸術の公演を実施し、その中で日本と海外のアーティストによる様々なコラボレーションを図り、また、“来日アーティストと地域との音楽交流会”や“ワークショップ”、“シンポジウム”なども開催し、舞台芸術の国際交流を身近に感じることの出来るフェスティバルを目指しました。

平成17年度 文化庁舞台芸術国際フェスティバル (IPAF)



プレイベント「韓国伝統芸術舞台」国立文楽劇場



「ポップアジア2005」東京国際フォーラム



「日韓の若い音楽家によるオーケストラ特別演奏会」東京オペラシティ

◆平成17年度舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)実施内容

イベント名	会場	日程
(プレイベント)韓国伝統芸術舞台	国立文楽劇場	9/6(火)・7(水)
(プレイベント)ミュージアム・コンサート	東京国立博物館 本館エントランスホール 奈良国立博物館 地下回廊 京都国立博物館 特別展示室	9/10(土) 9/10(土) 9/11(日)
(オープニング)変貌する神々〜アジアの仮面劇〜	国立劇場・大劇場	9/15(木)
舞姫と牧神達の午後〜コンテンポラリーダンス〜	新国立劇場・小劇場	9/16(金)・17(土)・18(日)・19(月)
シンポジウム「越境するダンス」	新国立劇場・中劇場	9/19(月)
(特別企画)「変貌する神々〜アジアの仮面劇〜」ワークショップ	国立劇場おきなわ・小劇場	9/17(土)
変貌する神々〜アジアの仮面劇〜	国立劇場おきなわ・大劇場	9/18(日)
(特別企画)ミュージアム・コンサート(九州国立博物館開館記念)	九州国立博物館 3F特別展示ロビー	9/23(金) 9/24(土)
アジアのスーパー・ガラ・コンサート2005 〜ブラビ! ピアノとプラスの華麗なる祭典〜	ザ・シンフォニーホール 東京オペラシティ・コンサートホール	9/27(火) 9/30(金)
アジアオーケストラウィーク2005	ザ・シンフォニーホール	10/2(日)・3(月)・4(火)・5(水)・6(木)
(特別企画)「アジアオーケストラウィーク2005」地域音楽交流会	大阪大学豊中キャンパス 大阪府立池田北高等学校	10/3(月) 10/4(火)
アジアオーケストラウィーク2005	東京オペラシティ・コンサートホール	10/4(火)・5(水)・6(木)・7(金)
(特別企画)「アジアオーケストラウィーク2005」地域音楽交流会	北区立王子第三小学校 東京オペラシティ・2Fホワイエ	10/3(月) 10/7(金)
アジアからの留学生によるコンサート〜若きアーティストたちによる音楽の輪〜	大阪音楽大学 ザ・カレッジ・オペラハウス	10/13(木)
ポップアジア2005	大阪国際会議場 グランキューブ大阪	10/15(土)
(特別企画)「ポップアジア2005」丸の内スペシャル〜Enjoy!Asian Pops〜	丸ビル1F マルキューブ	10/16(日)
ポップアジア2005	東京国際フォーラム・ホールA	10/18(火)
ポップアジア2005追加公演	スカラエスパシオ	10/24(月)
日韓の若い音楽家によるオーケストラ特別演奏会	東京オペラシティ・コンサートホール	10/28(金)

2. 「日本映画・映像」振興プランの推進

メディア芸術祭

我が国のメディア芸術の振興を図るため、優れたメディア芸術作品の発表を提供し、創造性あふれる作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供。

メディア芸術プラザ

インターネットを活用し、メディア芸術創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを実施。(<http://plaza.bunka.go.jp/>)

海外のメディア芸術祭への参加等支援

我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供。

【アート部門】



【大賞】 Khronos Projector
作者: Alvaro CASSINELLI
© Alvaro Cassinelli

【エンターテインメント部門】



【大賞】 Flipbook!
作者: Juan Carlos Ospina GONZALEZ
© FABRICA

【アニメーション部門】



【大賞】 浮き雲 作者: 榎原澄人
© 榎原澄人

【マンガ部門】



【大賞】 失踪日記 作者: 吾妻ひでお
© 吾妻ひでお/イースト・プレス

1. メディア芸術祭の開催等

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、多チャンネル放送の展開など、マルチメディアの進展は、文化振興普及に大きな変化をもたらしております。

このような多メディア・多チャンネル化が進む中で、そのコンテンツ(内容)となるコンピュータ・グラフィックス、アニメーションなどのメディア芸術は、21世紀の我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題となっています。

このため、文化庁では、メディア芸術の振興を図るため、次のような施策を展開しています。

■平成17年度(第9回)文化庁メディア芸術祭

文化庁では、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表、顕彰の場として、また先端的なメディア芸術の顕彰の場として、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を開催しています。

平成17年度は合計1,797作品の応募があり、審査委員会を経て大賞4作品、優秀賞16作品、奨励賞4作品、功労賞1名が選ばれました。

2. 映画芸術の振興

映画は、国民の身近な娯楽として生活の中に定着するとともに、総合的な芸術として重要な位置を占めてきました。しかしながら、現在の邦画界は、公開本数や鑑賞人口等は最盛期に比べると大きく減少しています。一方、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置づけられています。

文化庁では、平成15年4月に「映画振興に関する懇談会」で取りまとめられた「これからの日本映画の振興について(提言)」を受け、一層の映画振興に取り組んでいます。平成16年度からは、

- ①魅力ある日本映画・映像の創造
- ②日本映画・映像の流通の促進
- ③映画・映像人材の育成と普及等
- ④日本映画フィルムの保存継承

を四つの柱とする「日本映画・映像」振興プランを推進しています。

また、フィルムの収集・保存を中心に行っている東京国立近代美術館フィルムセンターについては、「フィルムセンターの在り方に関する検討会」において、もっと多くの映画人が利用し、我が国の映画の中枢的機関として、どのような在り方が望ましいのかについて検討し、平成16年9月に「フィルムセンターの独立について(審議まとめ)」が出されました。

◆日本映画の現状 平成17年(2005年)の日本映画の現状

映画館数	2,926館	(前年度比103.6%)	▲
邦画封切り本数	356本	(前年度比114.8%)	▲
入場者数	1億6045万人	(前年度比94.3%)	▼
興行収入	1981億6000万円	(前年度比94.0%)	▼

◆平成17年の主要な邦画興行成績

公開日	題名	興行 (単位:億円)	配給会社
04年 11月	ハウルの動く城	200.0	東宝
7月	劇場版ポケットモンスター アドバンスジェネレーション	43.0	東宝
	ミュウと波導の勇者ルカリオ		東宝
5月	交渉人 真下正義	42.0	東宝
9月	NANA	40.3	東宝
8月	容疑者 室井慎次	38.3	東宝
6月	電車男	37.0	東宝
11月	ALWAYS 三丁目の夕日	32.3	東宝
1月	北の零年	27.0	東映
3月	ローレライ	24.0	東宝
7月	星になった少年 Shining Boy & Little Randy	23.0	東宝
4月	名探偵コナン 水平線上の陰謀(ストラテジー)	21.5	東宝
7月	亡国のイージス	20.6	松竹 角川He
8月	妖怪大戦争	20.0	松竹
6月	戦国自衛隊1549	17.1	東宝
1月	東京タワー	16.3	東宝
9月	SHINOBI	14.1	松竹
10月	蝉しぐれ	14.0	東宝
4月	クレヨンしんちゃん 伝説を呼ぶブリブリ3分 ポッキリ大進撃	13.0	東宝
10月	春の雪	12.7	東宝
04年 12月	ゴジラ FINAL WARS	12.6	東宝
7月	劇場版 鋼の錬金術師 シャンバラを征く者	12.2	松竹
3月	ワンピース THE MOVIE オマツリ男爵と秘密の島	12.0	東映
9月	タッチ	12.0	東宝
8月	劇場版NARUTO 大激突! 幻の地底遺跡だってばよ	11.8	東宝
9月	劇場版 仮面ライダーヒビキと7人の戦鬼	11.0	東宝
	インフェルシアの花嫁		東映
2月	着信アリ2	10.1	東宝

(社) 日本映画製作者連盟資料による

文化庁

魅力ある日本映画・映像の創造

我が国の映画水準の向上や新人監督等の育成、地域の活性化などを目的とした製作支援等を行うとともに、顕彰の実施などを行う。また、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表、顕彰、先端的なメディア芸術の鑑賞の場として、「文化庁メディア芸術祭」を開催。

日本映画・映像の流通の促進

日本映画がより多くの上映機会に恵まれ、海外にも市場が広がるよう、国内における上映・映画祭支援や海外への発信支援を行う。

映画・映像人材の育成と普及等

我が国の映画・映像人材の育成のため、短編映画作品の製作を通じた人材育成事業や、映画関係団体等が行う人材育成事業の支援を行う。また、子どもが映画館等で日本映画に直接触れる機会を設けることにより、日本映画に親しみ鑑賞する素地を培うとともに、将来の鑑賞者・創り手を育成する。

日本映画フィルムの保存・継承

我が国の貴重な文化遺産である映画フィルムの確実な収集・保管を進める。

東京国立近代美術館フィルムセンター

（独立行政法人 国立美術館）

収集事業

残存する映画フィルムを可能な限り収集するとともに復元も行っている。映画関係資料も網羅的に収集している。

保存事業

保存施設として神奈川県にフィルムセンター相模原分館を設置している。

上映事業

監督・俳優・製作国・ジャンル・時代など、様々なテーマにあわせた特集上映を行っている。

展示事業

映画のポスター、写真から映画機材、映画人の遺品まで、様々な関係資料を展示している。

図書の閲覧

所蔵する映画図書、主要な映画雑誌や参考文献を公開している。

優秀映画鑑賞推進事業

文化庁との共催により、各地の公立文化施設等で所蔵フィルムの巡回上映を実施している。

国際映画シンポジウム事業

映画による国際交流の一環として、パネルディスカッションや講演会を開催している。

こども映画館

夏休み期間を利用して、児童・生徒向けの映画教育プログラムを実施している。

芸術文化振興基金

（独立行政法人 日本芸術文化振興会）

「映画製作活動」への助成金

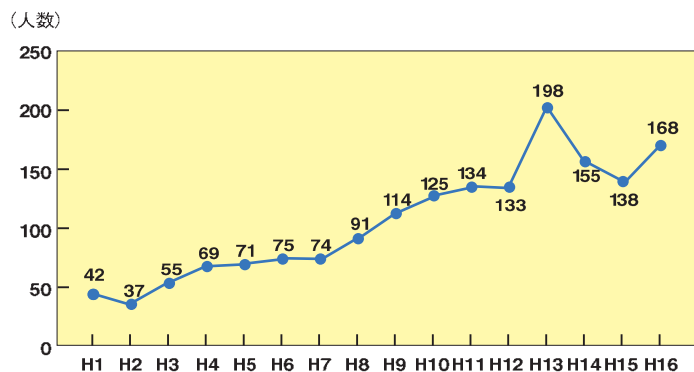
基金の運用益による日本映画（劇映画、記録映画、アニメーション映画）の制作活動への助成を行っている。

3. 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

文化庁では、「文化芸術創造プラン」として、新進芸術家の海外留学や、国内研修への支援、発表機会の確保、トップアーティストによる特別指導事業を開始し、新進芸術家の養成を図っています。

制度	内容
1 新進芸術家の養成・発表への支援	
ア. 新進芸術家海外留学制度	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体、芸術家等への留学を支援することにより、実践的な研修の機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修(80日間)の4種類があり、平成17年度末までに2,243名を派遣。(昭和42年から平成13年度末までは、「芸術家在外研修」事業として実施。)
イ. 新進芸術家国内研修制度	美術、音楽、舞踊、演劇、伝統文化等の各分野において、新進芸術家に国内の研修機関における実践的な研修の機会を提供。
ウ. 海外新進芸術家招へい事業	美術、音楽、舞踊等の各分野において、海外の優秀な芸術家に我が国での研修の機会を提供。
エ. 新進芸術家の育成公演事業	新進芸術家海外留学制度により研修を行った若手芸術家等に研修成果を発表する機会を提供。
2 芸術団体等が行う養成・発表機会の充実	
ア. 芸術団体人材育成支援事業	統括団体等が自主的に行う新進芸術家等に対する養成・研修事業や新人コンクール等の事業を支援。
イ. 優秀指導者特別指導助成	音楽、舞踊、演劇等の各分野において、我が国の舞台芸術等の担い手に指導・助言を与えてもらうため、世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。

◆新進芸術家海外留学制度(芸術家在外研修)
派遣人数の推移



◆新進芸術家海外留学制度(芸術家在外研修)の
これまでの派遣者の例

若杉 弘	(音楽:指揮 昭和42年度)
森下 洋子	(舞踊:バレエ 昭和50年度)
絹谷 幸二	(美術:洋画 昭和52年度)
佐藤 しのぶ	(音楽:声楽 昭和59年度)
野田 秀樹	(演劇:演出 平成4年度)
諏訪内 晶子	(音楽:器楽 平成6年度)
野村 萬斎	(演劇:狂言師 平成6年度)
崔 洋一	(映画:監督 平成8年度)
鴻上 尚史	(演劇:演出 平成9年度)

4. 芸術祭の開催

平成17年度（第60回記念）芸術祭



撮影：三枝近志／提供：新国立劇場



「芸術祭第60回記念回顧展」を視察する河合隼雄文化庁長官

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

平成15年度より文化庁が「関西元気文化圏」を推進していることから、芸術祭も関西で事業の拡充を行いました。

平成17年度は、開催期間を9月から12月に拡大し、主催公演も、第60回目の記念の年を迎えたことから、大幅な充実が図られました。関西では、日韓琉の名流舞踊鑑賞会や本朝廿四孝、関東では、記念式典に続いての芸術祭オープニング「ジゼル～能とバレエによる～」を皮切りに、バレエ「カルミナ・ブラーナ」、オペラ「アンドレア・シェニエ」等が実施され、その他、名古屋でも芸術祭第60回記念名古屋公演「鐘巻と道成寺」が上演されました。

また、演劇・音楽・舞踊・演芸の4部門の参加公演及びテレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸術祭新人賞及び芸術祭放送個人賞が贈られました。

さらに、芸術祭第60回を記念し、「芸術祭第60回記念の夕べ」及び「芸術祭第60回記念回顧展」が実施されました。

◆平成17年度（第60回記念）芸術祭実施内容

主催公演	芸術祭オープニング・国際音楽の日記念「ジゼル～能とバレエによる～」 バレエ「カルミナ・ブラーナ」 国立劇場11月歌舞伎公演通し 狂言「絵本太功記」 国立文楽劇場文楽公演100回記念・国立文楽劇場11月文楽公演 通し狂言「本朝廿四孝」 文化庁芸術祭、第60回記念名古屋公演「鐘巻と道成寺」等、計13公演
参加公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計166公演 テレビ、ラジオ、レコード部門 計103作品
協賛公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計167公演

5. 芸術家の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名称	内容など	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考分科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と美術、文学、音楽・演劇・舞踊の各部門からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与	大正8年度
文化関係者文部科学大臣表彰	文化の各分野において優れた成果を示すとともに、教育的活動、国際交流活動、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者について、文部科学大臣が表彰。	平成10年度
文化庁長官表彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化庁長官が表彰。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等の10部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
文化庁映画賞	我が国映画の向上とその発展に資するため、優れた文化記録映画作品及び顕著な業績をあげた者について、文化庁長官が表彰。	平成15年度
舞台芸術創作奨励賞	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に、舞台芸術創作奨励賞を贈呈。	昭和53年度
優秀美術作品買上	美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画や彫刻等の優秀作品を買い上げ、広くこれを公開活用する。	昭和34年度

※この他、叙勲、褒章等の制度がある。

6. 芸術文化振興基金

◆助成の対象となる活動

- 1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動**
 - (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
 - (2) 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動
 - (3) 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動
- 2 地域の文化の振興を目的として行う活動**
 - (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示活動
 - (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し、活用する活動
 - (3) 民族芸能その他の文化財を保存し、活用する活動
- 3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動**
 - (1) アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
 - (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

芸術文化振興基金（以下「基金」）は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く援助を行うため、平成2年3月末に設けられました。

現在、約653億円（国からの出資金541億円、民間からの出えん金約112億円）の運用益が多種多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また、助成の充実のため、基金への寄付金も随時募っています。

なお、基金は、独立行政法人日本芸術文化振興会が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行っています。独立行政法人日本芸術文化振興会はこのほか、国立劇場、新国立劇場等を設置し運営しています。

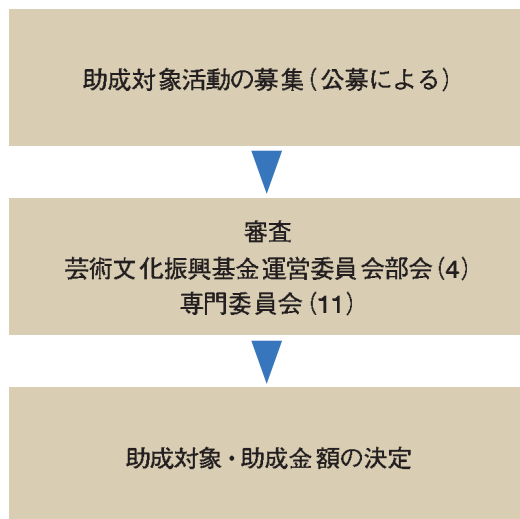
◆助成金交付状況

（百万円）

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
・芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	998	303	1,035
・地域の文化の振興を目的として行う活動	276	177	237
・文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動	291	179	181

芸術文化振興基金による平成2年度から平成17年度までの助成金の交付実績は、11,792件、約291億円となっています。

◆募集及び審査の手続き



原則として毎年1回（活動実施年度の前年度中）公募。
募集案内で定める書類を日本芸術文化振興会に提出。

芸術文化振興基金による助成を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い
識見を有する委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会により、各分野
の実情及び特性に応じた審査を行う。

※ 芸術文化振興基金の詳細についての問い合わせ先
独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部
〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 TEL 03-3265-6302
<http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/index.html>

7. 企業等による文化芸術活動への支援

1. 企業等による文化活動への支援（メセナ活動）

近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施したり、芸術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

◆企業メセナの実施状況

年 度	実施企業数／回答企業数（実施率）
平成4年度	250社／403社（62.0%）
平成5年度	252社／376社（67.0%）
平成6年度	265社／404社（65.6%）
平成7年度	239社／358社（66.8%）
平成8年度	230社／325社（70.8%）
平成9年度	265社／436社（60.8%）
平成10年度	266社／464社（57.3%）
平成11年度	258社／445社（58.0%）
平成12年度	347社／592社（58.6%）
平成13年度	375社／602社（62.3%）
平成14年度	392社／619社（63.3%）
平成15年度	411社／619社（63.3%）
平成16年度	424社／634社（66.9%）

年 度	メセナ活動費の総額（回答企業数：1社平均）
平成4年度	236億1,297万円（186社：1億2,695万円）
平成5年度	204億6,983万円（190社：1億744万円）
平成6年度	159億2,280万円（211社：7,546万円）
平成7年度	168億1,771万円（174社：9,665万円）
平成8年度	175億5,527万円（176社：9,975万円）
平成9年度	196億8,807万円（183社：1億759万円）
平成10年度	214億7,871万円（210社：1億228万円）
平成11年度	183億2,865万円（194社：9,448万円）
平成12年度	183億4,119万円（265社：6,921万円）
平成13年度	175億8,029万円（283社：6,212万円）
平成14年度	212億6,398万円（320社：6,645万円）
平成15年度	224億2,517万円（351社：6,389万円）
平成16年度	232億5,698万円（372社：6,252万円）

<資料>（社）企業メセナ協議会「メセナレポート2005」

分野

- 音楽、舞踊、演劇、美術、映画、メディア芸術、文学、芸能、生活芸術

活動主体

- プロの文化芸術団体・個人
アマチュアのうちプロ並の芸術活動を行う文化芸術団体・個人、将来「プロ」となる素質を持つ個人

活動形態

- 公演、展示
公演、展示などを伴う顕彰事業、調査・研究、セミナー、ワークショップ等

2. (社)企業メセナ協議会

(会長・理事長：福原義春 (株)資生堂名誉会長)

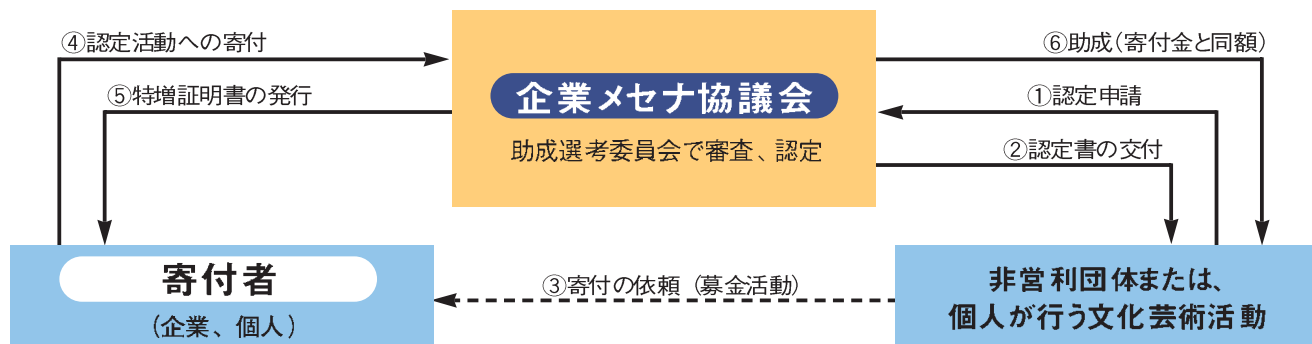
企業メセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

①芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、②芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、③芸術文化支援活動の調査・研究、④海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化活動への企業や個人からの寄付金に、損金参入や所得控除等の税制上の優遇措置が適用されることとなりました。

また、平成14年度からは、税制改正要望の結果、税制上の優遇措置を受けられる活動の対象範囲を拡大しました。

◆企業メセナ協議会の助成認定制度



【平成16年度実績】

256件の芸術文化活動を認定し、1,643件総額6億4,932万円の寄付が同協議会を通じて行われました。

※ 助成認定事業に関する問い合わせ先
社団法人企業メセナ協議会
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2
第一鉄鋼ビル1階
TEL 03-3213-3397

(社)企業メセナ協議会の全国展開

地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するため、(社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化興財団等との提携を進め、平成15年度より準備、芸術文化支援に関する相談窓口を全国に計59ヶ所(平成17年4月1日現在)設置しています。

【全国展開の目的】

(社)企業メセナ協議会の助成認定事業は認定活動の約7割が東京周辺に集中する現状にあり、全国展開が急務となっています。

全国展開により、地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するなど、国民が居住地域に拘わらず等しく文化芸術に参加・鑑賞できる機会を充実させる必要があります。

【概要】

(社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との連携を進め、平成15年より順次、助成認定制度に関する相談窓口を全都道府県に設置していく計画です。

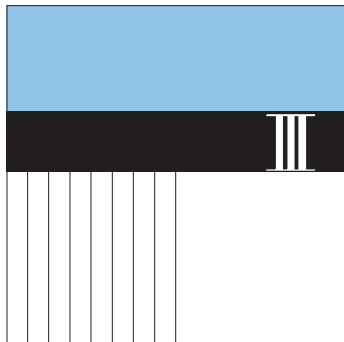
各都道府県の窓口では、企業のメセナ活動の促進に向けて、

①啓発・普及

②情報の収集・提供

③相談受付

などを実施しています。



地域における文化の振興

1 地域における伝統文化の継承・発展の支援

昨今の過疎化、都市化、急速な少子化・高齢化の進行、生活様式の変化の中で、各地域において守り伝えられてきた様々な伝統文化が消滅の危機にさらされています。

次世代へ伝統文化の継承を図ることを目的に、地域の個性豊かな伝統文化の一体的・総合的な保存・活用を進めるために、伝統文化保護団体等が実施する事業を支援する「ふるさと文化再興事業」や、子どもたちに対し、我が国の伝統に根ざした文化を体験できる事業などを行う「伝統文化こども教室事業」を実施します。

1. ふるさと文化再興事業

地域の伝統文化の一体的・総合的な保存・活用のためのマスタープランを策定し、これに基づき、伝統文化保存団体等が実施する伝承者の養成、用具等の整備、映像記録等の作成など伝統文化の継承・発展のための事業を支援します。

2. 伝統文化こども教室事業

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供します。



こどもちゃんかけごまフェスティバル実行委員会（熊本県）



福井子供会人形浄瑠璃部（兵庫県）

2 公立文化施設の活性化による 地域文化力の発信・交流の推進

公立文化施設の自主的かつ主体的な文化活動が行われる環境を醸成するため、地域連携型の自主企画・制作事業や新進芸術家公演への支援及び地域相互の情報提供、管理運営等に携わる職員の研修を実施します。

事業内容

1

地域連携による 自主企画・制作事業への支援

公立文化施設が連携して行う自主企画・制作事業の実施に当たり必要な企画・制作費を支援する。

4

舞台芸術フェアの開催

公立文化施設と芸術家・芸術団体等をつなぐフォーラムやセミナーを開催する。

2

公立文化施設が行う 新進芸術家公演への支援

公立文化施設が行う新進芸術家等の公演事業を支援する。

5

アートマネジメント研修

公立文化施設の管理運営に携わる職員を対象としたアートマネジメントに関する研修を実施する。(中央研修・ブロック別研修(7ブロック))の開催

3

芸術文化情報提供事業

公立文化施設の活性化に資する各種情報の提供、公立文化施設の取り組みに関する情報の発信を図るとともに、公立文化施設の企画・運営力の向上のため、事業運営等に関する指導助言を行う専門家を派遣するなどの支援を行う。

6

技術職員研修

公立文化施設の技術職員を対象とした舞台芸術に必要な知識、技術に関する研修を実施する。(中央研修・ブロック別研修(7ブロック))の開催

3 こどもの文化芸術体験活動の推進

子どもたちが、本物の文化芸術に直接触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動体験を得、感受性豊かな人間としての育成を図るために、「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」「学校の文化活動の推進」及び「地域教育力再生プラン(文化体験プログラム支援事業)」を『こどもの文化芸術体験活動の推進』(文化芸術創造プラン)として実施しています。

1. 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

小・中・高等学校の体育館で実施する事業

(学校公演)

(1) 優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞及び芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施

公演種目: 合唱、オーケストラ、音楽劇、演劇、文楽、洋舞、邦楽・邦舞

(2) 芸術文化団体によるワークショップ

公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための実演指導や鑑賞指導を実施

公立文化施設で実施する事業

(公立文化施設公演)

(1) 優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞

公演種目: 合唱、オーケストラ、オペラ、音楽劇、演劇、歌舞伎、能楽、文楽、洋舞、邦楽・邦舞

(2) 芸術文化団体によるワークショップ

公演にあわせて専門家による鑑賞指導などのワークショップを実施

(3) バックステージツアー等の開催

公演にあわせて日頃接することのない公演の舞台裏の見学などを実施

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演に参加し、本物の舞台芸術に身近に触れる機会の提供を行っています。

「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」では、左のような事業を行っています。



松山バレエ団 (福岡県豊前市立角田中学校)



文化体験プログラム支援事業 (愛知県東郷町)

2. 学校の文化活動の推進

学校派遣講演

- (1) 被派遣者：学校が設置されている地域出身の芸術家・伝統芸能の保持者等
- (2) 対象：小・中・高等学校の児童・生徒、教員及び保護者
- (3) 具体的内容：講演、実技披露等

指導者指導

- (1) 被派遣者：地域の芸術家・伝統芸能の保持者等
- (2) 対象：学校の文化部活動の指導を行う担当教員
- (3) 具体的内容：文化部活動指導者への指導

文化部活動の発表機会の充実

- (1) 全国高等学校総合文化祭（平成18年度、京都府で実施）
- (2) 全国高等学校総合文化祭優秀校公演（国立劇場で実施）

非常に優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、優れた技の披露や、文化活動のすばらしさ、地域の誇りなどについての講話を通して、子どもたちの芸術への関心を高めます。また、子どもたちに文化部活動の成果発表の舞台を提供することによって、目的意識を持ち文化部活動に参加することができるようにしています。

「学校の文化活動の推進」では、左のような事業を行っています。

3. 「地域教育力再生プラン(文化体験プログラム支援事業)」

プログラム例

- (1) 芸術文化、伝統芸能、文化財に直接触れたり、ワークショップに参加する事業
- (2) 国宝、重要文化財、埋蔵文化財や地域文化の風土・歴史に直接触れる事業
- (3) 天然記念物の保護を通じ、自然環境の伝承・保全を子どもたちが認識する野外観察

子どもたちが日常の生活圏の中で、年間を通じて多種多様な文化に触れ、体験できる機会を提供することは、豊かな感性を引き出し心豊かな教育の再興に資するものです。このため、各市町村が年間を通じて、子どもたちが気軽に多種多様な文化に直接触れあい、体験できるプログラムを作成し、実施することを支援しています。(全国99地域)

4. 「文化芸術による創造のまち」支援事業

対象事業

- (1) 人材育成：地域文化リーダー(指導者)の育成
- (2) 団体育成：地域の芸術文化団体の育成
- (3) 発信交流：シンポジウム等による発信・交流

我が国の文化芸術の源は、全国各地で生まれた様々な文化芸術活動であり、各地域が文化芸術の創造、発信、交流を通して活性化を図ることは、我が国の文化水準の向上につながるものです。地域における文化芸術活動の環境の醸成や人材の育成に向けた取り組みを支援しています。(全国111地域)

4 国民の芸術文化活動への参加の奨励

1. 国民文化祭

◆主な内容

主催事業	文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。
総合フェスティバル	アマチュア文化活動の新たな発展の方向性を示すオープニングフェスティバルなど。
シンポジウム	アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。
分野別フェスティバル	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体・企業等を中心として行う公演、展覧会など。
協賛事業	国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催・各種開催される各種公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など。

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文化の発展と国民生活のより充実に資することを目的とし、開催される文化の祭典です。

国民文化祭シンボルマーク
(福田繁雄・作)



第20回国民文化祭・ふくい2005
能面の祭典(池田町)

2. 全国高等学校総合文化祭

◆主な内容

総合開会式	式典、交換会など。
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレード。
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽、管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸等。

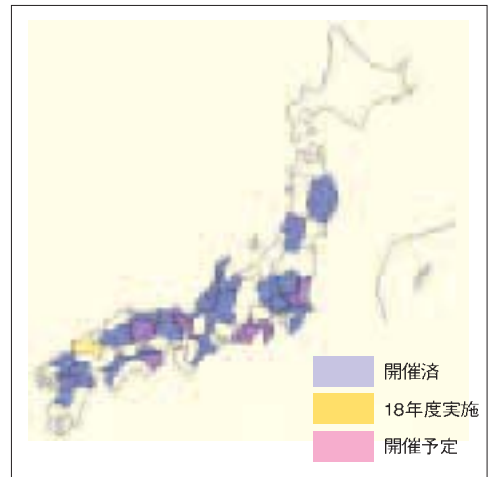
高校生の芸術文化活動の向上充実と相互の交流を深めることをねらいとして、日頃の文化活動の成果を発表する高校生の文化の祭典です



第29回 全国高等学校総合文化祭青森大会
総合開会式

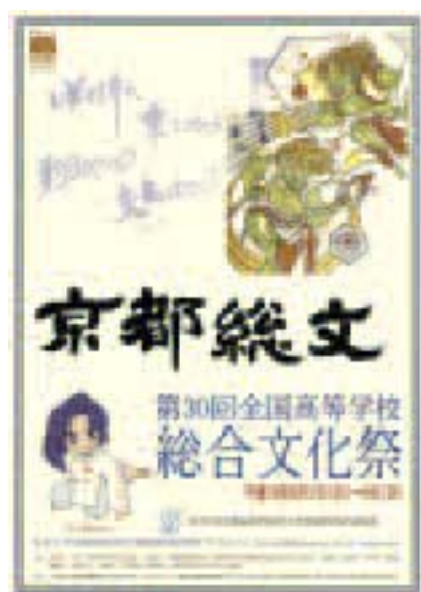
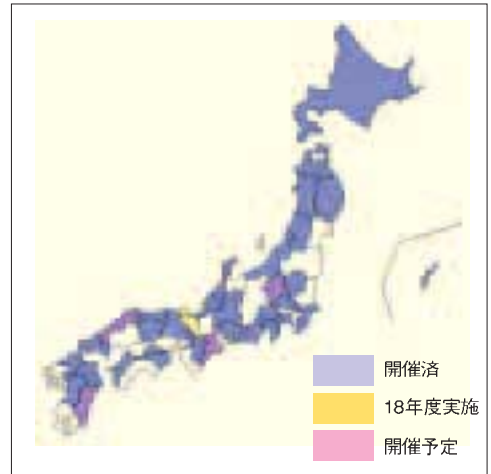
◆国民文化祭 開催都府県及び開催予定府県

回（年度）	都道府県名	回（年度）	都道府県名	回（年度）	都道府県名
1回（S62）	東京	10回（H7）	栃木	19回（H16）	福岡
2回（S62）	熊本	11回（H8）	富山	20回（H17）	福井
3回（S63）	兵庫	12回（H9）	香川	21回（H18）	山口
4回（H1）	埼玉	13回（H10）	大分	22回（H19）	徳島
5回（H2）	愛媛	14回（H11）	岐阜	23回（H20）	茨城
6回（H3）	千葉	15回（H12）	広島	24回（H21）	静岡
7回（H4）	石川	16回（H13）	群馬	25回（H22）	岡山
8回（H5）	岩手	17回（H14）	鳥取	26回（H23）	京都
9回（H6）	三重	18回（H15）	山形		



◆全国高等学校総合文化祭 開催道府県及び開催予定府県

回（年度）	都道府県名	回（年度）	都道府県名	回（年度）	都道府県名
1回（S52）	千葉	13回（H1）	岡山	25回（H13）	福岡
2回（S53）	兵庫	14回（H2）	山梨	26回（H14）	神奈川
3回（S54）	大分	15回（H3）	香川	27回（H15）	福井
4回（S55）	石川	16回（H4）	沖縄	28回（H16）	徳島
5回（S56）	秋田	17回（H5）	埼玉	29回（H17）	青森
6回（S57）	栃木	18回（H6）	愛媛	30回（H18）	京都
7回（S58）	山口	19回（H7）	新潟	31回（H19）	島根
8回（S59）	岐阜	20回（H8）	北海道	32回（H20）	群馬
9回（S60）	岩手	21回（H9）	奈良	33回（H21）	三重
10回（S62）	大阪	22回（H10）	鳥取	34回（H22）	宮崎
11回（S62）	愛知	23回（H11）	山形		
12回（S63）	熊本	24回（H12）	静岡		



第30回全国高等学校総合文化祭
（平成18年8月2日～8月6日、京都府）



第21回国民文化祭・やまぐち2006
（平成18年11月3日～11月12日、山口県）

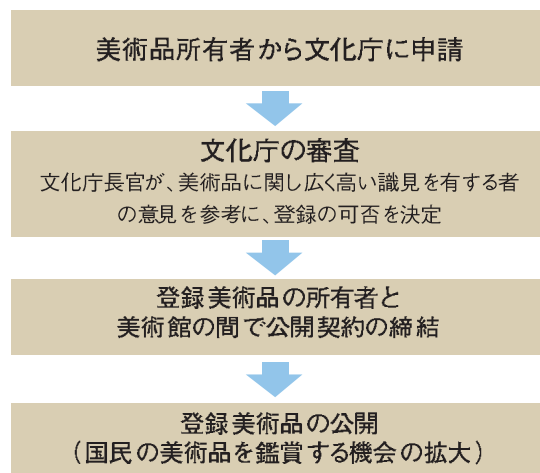
5 美術館・歴史博物館の振興

1. 登録美術品制度

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加しています。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われていますが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。これまでに27件の美術品が登録されました。（平成18年4月1日現在）

登録美術品公開までの流れ



登録美術品の特色

- 登録されても所有権は移転しない。
- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開される。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)



登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館



米原海雲作「清宵」
(鳥根県立美術館にて公開)

2. 質の高い美術館・博物館の館活動の推進

芸術拠点形成事業（展覧会事業等支援）

美術館・歴史博物館が、それぞれの地域の文化芸術の中核としてふさわしい質の高い館活動を展開することにより、我が国の文化芸術水準の一層の向上を図ることを目的として、支援を実施しています。

①地域の中核館として複数の館や学校等と連携して行う事業

地域の他の美術館・歴史博物館や学校等と連携して行う共同研究・研修事業等や学校・文化施設等への巡回展等地域の拠点となる展覧会等の事業

②先進的な展示・教育普及手法の開発事業

IT等を活用した展示・教育普及手法の開発やアウトリーチ活動（学芸員等が学校等に出かけて行う体験型の教育普及活動）用の教材開発等

③美術館・歴史博物館の自主企画による諸

外国との交流事業

美術館・歴史博物館が国内で実施する自主企画の諸外国との交流展覧会や海外の学芸員等を招聘して行う講演会・シンポジウム・共同研究等の海外交流事業

No.	申請事業名	対象事業
1	八郎潟干拓事業を次世代に伝える教育教材開発事業	②
2	僕たち古代人 古代のムラをつくろう Part. 2	②
3	作品鑑賞の学習支援に伴う教材開発「スクール・ミュージアム」	①②
4	「大名茶陶 高取焼」展	①
5	美術館における古美術鑑賞の実践（書跡作品の鑑賞教育推進）	②
6	『異文化が息づく街 ヨコハマ物語』	①
7	展覧会事業における教育普及の基本プログラムの設計：ワークショップおよびワークシートを中心として	②
8	新潟県中越地域文化財救済事業	①
9	アート・キット活用推進事業	①②
10	美術館教育・総合学習プログラム構築事業「まるびい アートスクール・プログラム」	①
11	セタ人形コレクション 重要有形民俗文化財指定50周年記念特別展「セタと人形」	①
12	ART Core -appreciation, painting, produce- 鑑賞と創造、美術館の裏方になってみよう!	②
13	「五感を使う回想法」：ITとハンズオンを活用した高齢者対象プログラムとアウトリーチ活動	②
14	三島から世界へ! 佐野美術館版 日本の美術ガイド	①②
15	為三郎記念館 開館十周年記念「モニカ・ニーランドの花の世界～数寄屋建築に遊ぶ」	③
16	シンポジウム：野外博物館の明日を考える「市民に親しまれる野外博物館をめざして」	③
17	中国一黄金時代の夜明け China: Dawn of a Golden Age	③
18	博物館群の連携とITを活用した仮想「大阪市総合博物館」構築による芸術拠点形成事業	②
19	3つの特別展における「鑑賞学習プログラム」の共同開発と実践	②
20	展覧会における学習プログラムの共同開発と実践	①
21	オルゴール作り仮想体験ソフト開発	②
22	特別展「青野ヶ原俘虜収容所の世界」	①
23	郷土しまねの民具100選 製作事業	①
24	「萩学 なんでもBOX」で萩再発見!	②
25	元気な博物館づくりプロジェクトー親しまれる博物館を目指す評価手法の開発ー	①
26	県内市町等共同企画展示事業	①
27	「大衆の美術」を紹介する展覧会の可能性をめぐって	①
28	移動美術館展	①
29	遠隔授業	②
30	芸術会館海外美術品調査事業	③
31	『日英交流 大阪歌舞伎展一上方役者絵と都市文化』	③
32	まなびピア鳥取 一訪ねてみよう! 鳥取のミュージアムー	①
33	岡山カルチャーゾーン利用促進事業	①
34	吉備の渡来文化 一渡り来た人々と文化一	②
35	美術館運営情報の拠点形成事業	①

※対象事業 ①地域連携事業、②先進的な展示・教育普及手法の開発事業、③諸外国との交流事業

6 文化芸術活動等を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化や文化財の保護に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国公立文化施設 アートマネジメント研修会	文化庁・ (社)全国公立文化施設協会	3日間	全国の公立文化会館の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する研修
ブロック別公立文化施設 アートマネジメント研修会	文化庁・ (社)全国公立文化施設協会	2～3日間	各ブロックの公立文化会館に勤務する経験年数の比較的浅い管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する基礎的研修
全国公立文化施設 技術職員研修会	文化庁・ (社)全国公立文化施設協会	3日間	全国の公立文化会館に勤務する舞台技術担当の中堅職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する研修
ブロック別公立 文化施設技術職員研修会	文化庁・ (社)全国公立文化施設協会	2～3日間	各ブロックの公立文化会館に勤務する経験年数の比較的浅い舞台技術担当職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する基礎的研修
歴史民俗資料館等 専門職員研修	文化庁・大学共同利用機関 法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館	5日間×2ヶ年	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に関する必要な専門的知識、技能の研修
指定文化財(美術工芸品) 企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2ヶ年	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者 50名程度	指定文化財(美術工芸品)の保存・公開に関わる専門的知識、技能の研修
博物館・美術館等 保存担当学芸員研修	独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所	2週間	国公立博物館、美術館等の学芸員で保存部門の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習
埋蔵文化財担当者研修	独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所	研修・過程ごとに それぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等 計170名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な一般及び専門知識と技術に関する研修
文化財行政講座	文化庁	3日間	地方公共団体等の文化財行政担当職員等で、経験年数5年未満の者 100名程度	文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修
伝統的建造物群 保護行政研修 (基礎コース・実践コース)	文化庁	各3日間	地方公共団体等において伝統的建造物群の保護行政に携わる者等(実践コースは、伝統的建造物群保存地区制度をすでに導入している地方公共団体等で実務経験を有する者) 各40名程度	伝統的建造物群保存地区に係る職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修(実践コースは、伝統的建造物群の保存にかかる諸問題に的確に対応するために必要な専門的事項に関する研修)

7 文化ボランティアの推進

◆採択状況

平成15年	平成16年	平成17	平成18年
73件	35件	22件	18件

文化庁では、文化に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするようなボランティアを「文化ボランティア」としてとらえ、文化ボランティアの推進のための様々な課題に対応して、各地域で多様な活動が行われるための環境の整備を図っています。



文化ボランティアによるギャラリートーク 三鷹市美術ギャラリー

1. 文化ボランティア推進モデル事業

平成15年度から先進的・モデル的な事業への支援を行う「文化ボランティア推進モデル事業」を実施しています。これは、文化施設やNPO法人などにおいて多様な観点からなされる、文化ボランティアの継続的な活動の場の創設・提供に関するモデル的な取組を支援する事業です

2. 文化ボランティア全国フォーラム

文化庁では、委嘱事業として、平成18年3月10日、11日に各地でユニークな発想と行動力で活動している文化ボランティアが集まって交流する場となる「文化ボランティア全国フォーラム2006」を開催しました。



文化ボランティア全国フォーラム2006

8 「文化力」で地域を元気にする取組

1. 関西元気文化圏について



関西元気文化圏賞授賞式の様子



平成15年3月、河合隼雄文化庁長官が「日本の社会を文化で元気にしよう」「そのために、まず関西から始めましょう」という「関西元気文化圏構想」を発表しました。

これに応え、関西の自治体、経済界、関係事業者、報道機関などの代表者が集い、平成15年5月に「関西元気文化圏発起人の会」が、同年8月には「関西元気文化圏推進協議会」が発足し、「関西元気文化圏」の取組がスタートしました。現在、共通ロゴマークや専用ホームページを活用した広報活動をはじめ、関西から「文化力」を発信するための取組を幅広く展開しています。

2. 丸の内元気文化プロジェクトについて



文部科学省が丸の内地域に移転し、地域の一員として「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」に参加したのを契機に、平成16年5月から同協議会と文部科学省とが協力して「丸の内元気文化プロジェクト」を実施しています。

本プロジェクトは、この地域で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことを目指すものです。

3. 「九州・沖縄から文化力」構想について

平成18年3月18日(土)に国立劇場おきなわで開催された「伝統文化の祭典 人間国宝 九州・沖縄」において、河合隼雄文化庁長官から、新たな文化広報プロジェクト「九州・沖縄から文化力」(仮称)構想

を提案し、関係者の賛同と参画を呼びかけました。今後、地元の関係者とともに、九州・沖縄から文化力を発信するための取組を推進していきます。

文化財の保存と活用

1 文化財の保護の仕組み

◆国指定文化財等件数一覧

平成18年4月1日現在

指定			
重要文化財（うち国宝）		12,495件	（ 1,071件）※1
美術工芸品		10,209件	（ 858件）
建造物		2,286件	（ 213件）
史跡名勝天然記念物 （うち特別史跡名勝天然記念物）		2,782件	（ 161件）※2
史跡		1,552件	（ 60件）
名勝		298件	（ 29件）
天然記念物		932件	（ 72件）
重要無形文化財		保持者・団体	
芸能	各個認定	38件	（ 57人）
	総合認定	11件	（ 11団体）
工芸技術	各個認定	45件	（ 57人）※3
	保持団体認定	14件	（ 14団体）
重要有形民俗文化財		203件	
重要無形民俗文化財		246件	
選定			
重要文化的景観		1件	
重要伝統的建造物群保存地区		73地区	
登録			
登録有形文化財（美術工芸品）		4件	
登録有形文化財（建造物）		5,304件	
登録有形民俗文化財		3件	
登録記念物		3件	
文化財ではないが保護対象となるもの			
選定保存技術		保持者・団体	
	保持者	46件	（ 50人）
	保存団体	23件	（ 24団体）※4

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む

※2 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む

※3 工芸技術の各個認定者は重複認定があり、実員数は56人となる

※4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体件数は24団体

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財（美術工芸品、建造物、民俗資料等）については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

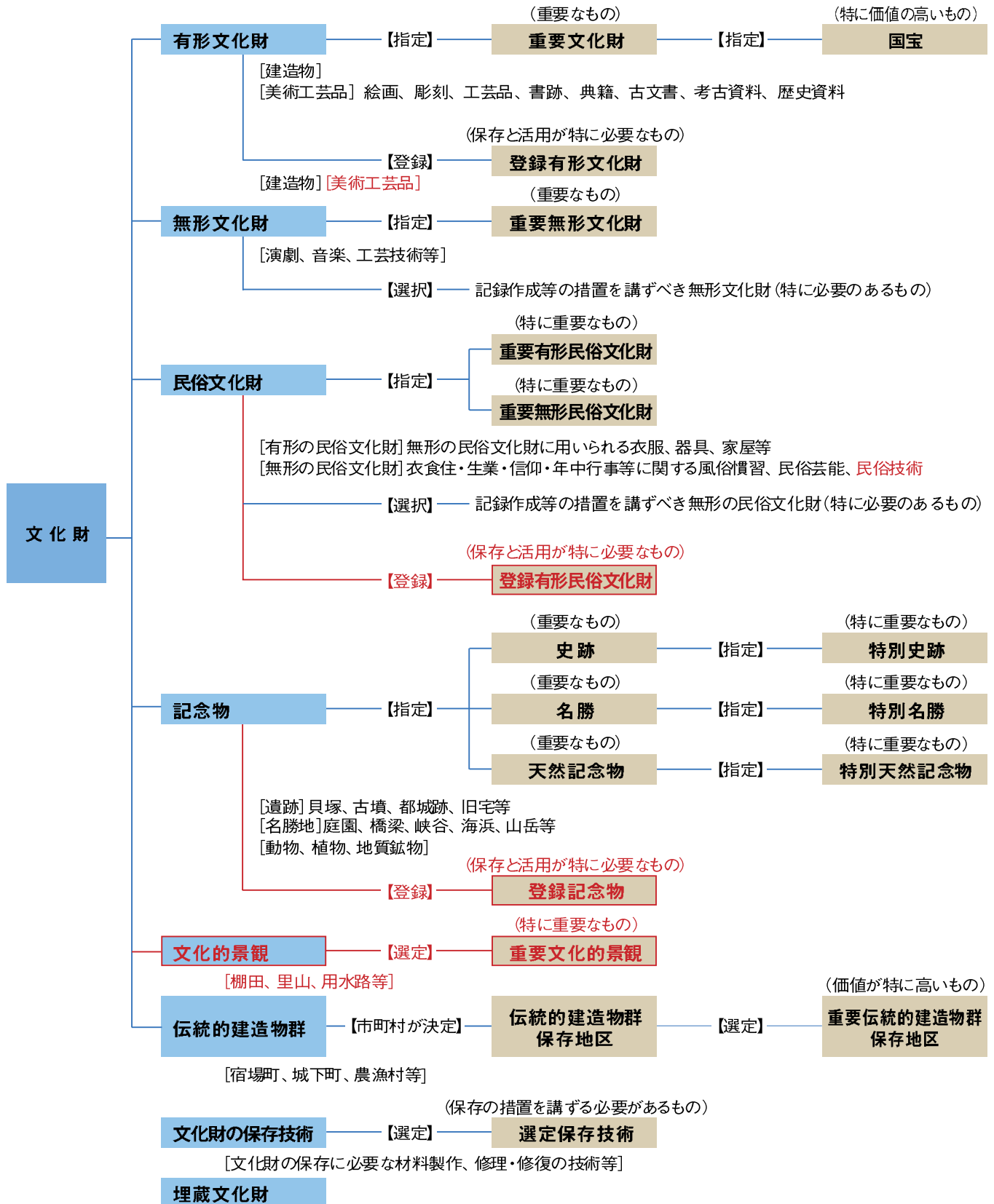
文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国的に展開するため、公募により、昭和41年5月に定められたものです。このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗拱（組み物）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。



文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると下図のようになります。

◆文化財の体系図



※赤字は、文化財保護法の改正による追加(平成17年4月1日施行)

◆国、地方公共団体、所有者、国民の主な役割



1. 有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。

1. 建造物

平成18年4月1日現在、2,286件、4,043棟（うち国宝213件、257棟）の建造物が指定されています。これらの指定文化財建造物については、現状変更を行う場合に、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされています。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者または管理団体が行いますが、大半は国の補助事業として実施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木で造られており、茅や檜皮のような植物性の屋根を有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆弱です。このため、文化庁では、防災設備の設置について必要な補助を行うことなどによりその保護を図っています。

また、近代では、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の建造物について、所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っています。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつあります。

◆国宝・重要文化財(建造物)時代別指定・棟数

	種類別	件数	棟数
近世以前の分類	神社	560 (36)	1,136 (58)
	寺院	840 (154)	1,099 (160)
	城郭	52 (8)	234 (16)
	住宅	94 (12)	150 (20)
	民家	331	708
	その他	192 (3)	261 (3)
	小計	2,069 (213)	3,588 (257)
近代の分類	宗教施設	17	17
	住居施設	55	161
	学校施設	34	60
	文化施設	26	34
	官公庁舎	19	24
	商業・業務	18	23
	産業・交通・土木	44	126
	その他	4	10
	小計	217	455
	合計	2,286 (213)	4,043 (257)

注 ()内は国宝で内数

平成18年4月1日現在



国宝 東大寺二月堂（撮影：植田英介）



重要文化財 ハツ沢発電所施設（撮影：小野吉彦）

◆国宝・重要文化財種別件数

区分	件数	合計
絵画	1,789 (157)	1,946
彫刻	2,480 (126)	2,606
工芸品	2,148 (252)	2,400
書跡・典籍	1,628 (223)	1,851
古文書	654 (59)	713
考古資料	512 (40)	552
歴史資料	140 (1)	141
計	9,351 (858)	10,209

(注) ()内は国宝で内数である。

平成18年4月1日現在



埼玉県生田塚 埴輪窯跡出土品



紙唐津柿文三耳壺



紙本着色群仙図

2. 美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成18年4月1日現在、10,209件（うち国宝858件）の指定が行われております。

国宝・重要文化財の管理・修復は、所有者または管理団体（指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定された地方公共団体、その他の法人）が行うこととされています。国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めています。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができることとされています。

2. 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体现されます。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体现している者を保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持者等の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式がとられています。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の保持者（いわゆる「人間国宝」）に対し特別助成金（年額200万円）を交付しているほか、保持団体、地方公共団体等の行う伝承者養成事業、公開事業等に対しその経費の一部を助成しています。このほか、国立劇場においては、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、演芸等の芸能に関して、それぞれの後継者養成のための研修事業等を行っています。

また、重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で貴重であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財について、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、国や地方公共団体が記録作成を行っています。



重要無形文化財「組踊音楽歌三線」保持者 城間徳太郎



重要無形文化財「鍔金」保持者 大澤幸勝
(雅号：大澤光民)

◆重要無形文化財保持者等認定件数

区分	種類	件数	
		各個認定	総合認定・ 保持団体認定
芸能	雅楽	0	1
	能楽	7	1
	文楽	3	1
	歌舞伎	5	1
	組踊	1	1
	音楽	19	1
	舞踊	1	1
	演芸	2	1
	小計	38件	11件
工芸技術	陶芸	11	3
	染織	14	7
	漆芸	5	1
	金工	7	0
	木竹工	2	0
	人形	2	0
	手漉和紙	3	3
	截金	1	0
	小計	45件	14件
	合計	83件	25件

平成18年4月1日現在

3. 民俗文化財



「津軽海峡及び周辺地域における和船製作技術」
シマイハギ製作風景

◆重要有形民俗文化財指定件数

種 類	件 数
衣食住に用いられるもの	28
生産、生業に用いられるもの。	84
交通、運輸、通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	36
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合 計	203

平成18年4月1日現在

◆重要無形民俗文化財指定件数

区 分	件 数
風俗習慣	97
民俗芸能	146
民俗技術	3
合 計	246

平成18年4月1日現在

民俗文化財には、衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財があり、我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は、このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保護を図っています。平成18年4月1日現在、203件が重要有形民俗文化財に、246件が重要無形民俗文化財に指定されています。

重要有形民俗文化財については、その修理や管理に関する事業、保存活用整備や防災施設など保存のために必要な施設の設置等の事業に対して助成を行っており、重要無形民俗文化財については、伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して助成を行っています。このほか、国指定の有無を問わず、地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財調査事業や無形の民俗文化財の伝承、活用事業などに対して、その経費の一部を補助しています。

また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、必要に応じて国が記録を作成したり、地方公共団体が行う記録作成事業に対し助成を行ったりしています。平成18年4月1日現在、560件が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されています。



糸魚川木地屋の製作用具と製品コレクション
椀類製作用具

4. 記念物

記念物とは以下の文化財の総称です。

- ①貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
- ②庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または観賞上価値の高いもの
- ③動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。また、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮するとともに、史跡等の保存活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っています。



旧富岡製糸場（西園倉庫）（提供：富岡市）



旧古河氏庭園（提供：北区）

◆史跡の種類別指定件数

平成18年4月1日現在

分類	件数
貝塚・古墳等	637 (14)
都城跡等	329 (19)
社寺跡等	261 (14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	24 (3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	160 (2)
墳墓・碑等	72 (3)
旧宅・園池等	83 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	7
合計	1,579 (61)

(注) ()内は特別史跡で内数である。

◆名勝の種類別指定件数

平成18年4月1日現在

分類	件数
庭園	187 (23)
公園	5
橋梁	2
花樹	13
松原	6(1)
岩石・洞穴	11
峡谷・溪流	34(5)
瀑布	9
湖沼	2(1)
浮島	1
湧泉	1
海浜	27
島嶼	8(2)
砂嘴	1(1)
山岳	15(2)
丘陵・高原・平原	2
河川	1
展望地点	10
合計	335 (35)

(注) ()内は特別史跡で内数である。

◆天然記念物の種類別指定件数

平成18年4月1日現在

分類	件数
動物	191 (21)
植物	537 (30)
地質鉱物	221 (20)
天然保護区域	23 (4)
合計	972 (75)

(注) ()内は特別天然記念物で内数である。

5. 伝統的建造物群保存地区

◆重要伝統的建造物群保存地区一覧

1	函館市元町末広町	港町	北海道
2	弘前市仲町	武家町	青森
3	黒石市中町	商家町	青森
4	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	岩手
5	仙北市角館	武家町	秋田
6	下郷町大内宿	宿場町	福島
7	川越市川越	商家町	埼玉
8	佐原市佐原	商家町	千葉
9	佐渡市宿根木	港町	新潟
10	高岡市山町筋	商家町	富山
11	南砺市相倉	山村集落	富山
12	南砺市菅沼	山村集落	富山
13	金沢市東山ひがし	茶屋町	石川
14	加賀市加賀橋立	船主集落	石川
15	若狹町熊川宿	宿場町	福井
16	早川町赤沢	講中宿	山梨
17	東御市海野宿	宿場町	長野
18	南木曽町妻籠宿	宿場町	長野
19	塩尻市奈良井	宿場町	長野
20	白馬村青鬼	山村集落	長野
21	高山市三町	商家町	岐阜
22	高山市下二之町大新町	商家町	岐阜
23	美濃市美濃町	商家町	岐阜
24	恵那市岩村町本通り	商家町	岐阜
25	白川村荻町	山村集落	岐阜
26	亀山市関宿	宿場町	三重
27	大津市坂本	門前町	滋賀
28	近江八幡市八幡	商家町	滋賀
29	東近江市五個荘金堂	農村集落	滋賀
30	京都市上賀茂	社家町	京都
31	京都市産寧坂	門前町	京都
32	京都市祇園新橋	茶屋町	京都
33	京都市嵯峨島居本	門前町	京都
34	美山町北	山村集落	京都
35	加悦町加悦	製織町	京都
36	伊根町伊根浦	漁村	京都
37	富田林市富田林	寺内町・在郷町	大阪
38	神戸市北野町山本通	港町	兵庫
39	篠山市篠山	城下町	兵庫
40	橿原市今井町	寺内町・在郷町	奈良
41	倉吉市打吹玉川	商家町	鳥取
42	大田市大森銀山	鉱山町	島根
43	温泉津町温泉津	港町・温泉町	島根
44	倉敷市倉敷川畔	商家町	岡山
45	高梁市吹屋	鉱山町	岡山
46	竹原市竹原地区	製塩町	広島
47	呉市豊町御手洗	港町	広島
48	萩市堀内地区	武家町	山口
49	萩市平安古地区	武家町	山口
50	萩市浜崎	港町	山口
51	柳井市古市金屋	商家町	山口
52	美馬市脇町南町	商家町	徳島
53	東祖谷山村落合	山村集落	徳島
54	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	香川
55	内子町八日市護国	製蠟町	愛媛
56	室戸市吉良川町	在郷町	高知
57	甘木市秋月	城下町	福岡
58	八女市八女福島	商家町	福岡
59	うきは市筑後吉井	在郷町	福岡
60	有田町有田内山	製磁町	佐賀
61	塩田町塩田津	商家町	佐賀
62	長崎市東山手	港町	長崎
63	長崎市南山手	港町	長崎
64	国見町神代小路	武家町	長崎
65	日田市豆田町	商家町	大分
66	日南市飢肥	武家町	宮崎
67	日向市美々津	港町	宮崎
68	椎葉村十根川	山村集落	宮崎
69	出水市出水麓	武家町	鹿児島
70	知覧町知覧	武家町	鹿児島
71	薩摩川内市入来麓	武家町	鹿児島
72	波名喜村波名喜島	農村集落	沖縄
73	竹富町竹富島	農村集落	沖縄

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や必要な指導または助言をすることができるとされています。

重要伝統的建造物群保存地区については、市町村が、条例で保存地区の現状を変更する行為の規制などの措置を定め保護を図っており、文化庁長官または都道府県教育委員会は、市町村に対し保存に関し指導助言を行うほか、修理、修景（伝統的建造物以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和させること）などに対して補助を行っています。

また、重要伝統的建造物群保存地区は主に木造の建築で構成されており、防災、特に火災に対する対策が必要なため、市町村は景観に配慮した防災施設等の整備事業を計画的に進めています。これについても、文化庁長官または都道府県教育委員会は、市町村に対し指導助言するとともに補助を行っています。

平成18年4月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区は、64市町村で73地区（合計面積約2,911.2ha）あり、約13,100件の伝統的建造物が保存すべき建造物として特定されています。



東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区

6. 文化的景観

棚田や里山など、人と自然の関わりの中で作り出された「文化的景観」のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、保護の対象としました。平成18年1月26日に「近江八幡の水郷」を重要文化的景観として初めて選定しました。



近江八幡の水郷（北の庄沢）（提供：近江八幡市）

7. 埋蔵文化財

我が国では現在約44万ヶ所の遺跡が知られています。遺跡は先人たちが営んできた生活の直接的な証であり、記録だけでは知ることのできない歴史と文化を生き生きと物語る、国民共有の貴重な歴史的財産です。

このような貴重な埋蔵文化財を保護するために、調査や土木工事等のために遺跡の発掘や土木工事を行う場合、届け出が必要です。また、開発事業により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合、開発事業者を経費負担を求めて、記録保存の発掘調査を実施します。ただし、個人の住宅建設など、経費負担を求めることが適当でない場合には、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしています。

出土品の取り扱い

発掘等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなきを除き、発見者は警察署長へ差し出さなければなりません。警察署長は、差し出された物件が文化財と認められるときは、都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に提出することとされています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査します。文化財と認められたもので所有者が判明しないものについては、原則として、都道府県に帰属します。



発掘調査風景（提供：高槻市教育委員会）

8. 文化財保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によってこの制度が設けられ、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。



選定保存技術「金唐紙製作」保持者 上田尚

9. 文化財登録制度

◆登録有形文化財（建造物）登録件数

登録数	5,304 件 (2,231箇所)	
関係市町村	640	市町村（区）
関係都道府県	47	都道府県

平成18年4月1日現在



松山地方気象台（旧愛媛県立松山測候所）庁舎

平成8年の文化財保護法の改正によって、保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。この登録制度は、近年の国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代を中心とする文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。

平成16年の文化財保護法の改正により、建造物以外の有形の文化財（美術工芸品、有形の民俗文化財及び記念物）にも登録制度が拡充されました。

1. 登録有形文化財

先行して文化財登録制度が導入された有形文化財（建造物）については、平成17年に登録件数が5,000件を越えました。平成18年4月1日現在5,304件が登録され、47都道府県640市町村（区）に及んでおり、江戸時代から昭和に至る様々な建造物が登録されています。

また、平成18年3月31日には有形文化財（美術工芸品）4件の登録が行われています。



建築教育資料（京都帝国大学工学部建築学教室旧蔵）

2. 登録有形民俗文化財

社会構造や生活様式の急激な変化に伴い散逸の恐れがあり、保存と活用のための措置が特に必要とされる有形の民俗文化財に対して、届出制と指導・助言等を基本とする登録制度が導入され、平成18年3月15日に3件が初めて登録されました。



勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具

3. 登録記念物

開発等により保護の必要が高まっている近代の記念物に対して、届出制と指導等を基本とする緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を図る登録制度が導入され、平成18年1月26日に「函館公園」ほか2件が初めて登録されました。



函館公園（提供：函館市）

2 文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このため、文化庁では、以下のような取組を行っています。

1. 文化財保護国際貢献事業

戦争や災害により被災した文化財を保護するため、当該国等からの要請等を踏まえ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家の招へい等を行うなど、緊急の取組を行うため、「文化財保護国際貢献事業」を実施しています。これまで次の事業を実施しています。

- アフガニスタン国立公文書館所蔵の文字文化財保存支援
- インドネシア・アチェ州立公文書館への支援
- ベトナム・タンロン遺跡への専門家派遣

2. 文化遺産国際協力コンソーシアムの構築

国内の政府機関、研究機関、NGOなどが一体となって効率的・効果的な文化遺産国際協力を推進するため、国内各機関等のネットワークの構築、情報の収

集・提供、調査研究等を実施する文化遺産国際協力コンソーシアムの構築に向けて取組んでいます。

3. 文化財保存修復研究協力

(独)文化財研究所では、文化遺産国際協力センターを中心に、敦煌(中国)、アンコール(カンボジア)、バーミヤン(アフガニスタン)などを対象にした調査研究などの協力事業を実施しています。また、各国の文化財保存修復関係者を招へいし、研修やセミナーを実施しています。

一方、諸外国の博物館等が所蔵する我が国の古美術品は、保存修復に関する専門家が不在であることなどのため定期的な修理がされず、経年による劣化によりその保存状況が悪化しているものが多数あります。このため、在外古美術品の調査を行うと共に、平成3年度からその修復協力を実施しています。

更に、平成11年度から奈良県、奈良市、(財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所

の協力を得て、アジア太平洋地域の専門家を招き研修を実施しています。(平成17年度：28人)

ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所ホームページ

<http://www.nara.accu.or.jp/>



アフガニスタンにおける国際協力 (提供：東京文化財研究所)

4. 二国間交流・協力

1. 韓国との文化財交流

平成15年4月、文化庁長官と韓国の文化財庁長により署名された文化財全般の交流に関する取極に基づいて、人的、技術的な交流を行うこととしています。

2. イタリアとの文化財交流

文化財の保存修復、国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアとも、文化財交流を始めています。平成18年2月には、文化庁、イタリア大使館、朝日新聞社の共催で、日伊シンポジウム「人類の文化遺産 国際協力を守る」を東京で開催しました。



日伊シンポジウム「人類の文化遺産 国際協力を守る」
(提供：朝日新聞社)

5. 海外展

日本古美術品海外展

文化財を通じた国際交流は、国家間の文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を継続的に実施しています。



平成17年度日本古美術品海外展「やきもの：日本陶磁4000年」
(於 アメリカ、ホノルル美術館)

6. 世界遺産



紀伊山地の霊場と参詣道



琉球王国のグスク及び関連遺産群

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成18年2月現在182か国が締結しており、日本は平成4年に締結しています。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。本年は、リトアニアにて世界遺産委員会が開催される予定です。

日本では既に文化遺産10件、自然遺産3件の合計13件が世界遺産に登録されています。

◆世界遺産一覧表に登録されているもの

平成18年4月1日現在

文化遺産	法隆寺地域の仏教建造物	自然遺産	屋久島
	姫路城		白神山地
	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)		知床
	白川郷・五箇山の合掌造り集落		
	原爆ドーム		
	厳島神社		
	古都奈良の文化財		
	日光の社寺		
	琉球王国のグスク及び関連遺産群		
	紀伊山地の霊場と参詣道		

7. 無形文化遺産の保護

生活形態や価値観の変化に伴い、各国・地域の無形文化遺産が急速に失われつつある中で、その保護のための国際的な取組が必要とされています。我が国の文化財保護法においては、各国に先駆けて、無形文化遺産を保護対象とし、この分野において積極的な取組を行ってきています。

◆これまで傑作として宣言されたもの

年	総宣言数	宣言を受けた我が国の無形文化遺産
平成13年	19件	能楽
平成15年	28件	人形浄瑠璃文楽
平成17年	43件	歌舞伎(伝統的な演技演出様式によって上演される歌舞伎)

1. 人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言

ユネスコは、人類の口承及び無形遺産の傑作を讃えるとともに、その継承と発展を図ることを目的として、平成13年度より加盟国から提出される候補でユネスコの基準を満たすものを、隔年で傑作として宣言してきました。

2. 無形文化遺産保護条約

平成15年10月、ユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組として「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択されました。我が国は、平成16年6月、本条約の早期発効を促すため、3番目の締約国となりました。条約発効後、締約国は、自国の無形文化遺産保護に努めるとともに、国際的な枠組の中で、世界の無形文化遺産保護のために協力することが求められます。

また、締約国の代表により構成される政府間委員会において、「人類の無形文化遺産の代表一覧表」、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」が作成され、「無形文化遺産基金」などによりその保護が図られます。

本条約は、平成18年4月に発効し、現在、47か国が締結しています(平成18年4月4日現在)。

なお、この条約の発効後は、それ以前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された無形文化遺産は、「人類の無形文化遺産の代表一覧表」に記載されます。



能『景清』



人形浄瑠璃文楽『本朝廿四孝』
十種香の段



歌舞伎『廓文章』 吉田屋の場

8. 文化財の不法な輸出入等の規制について

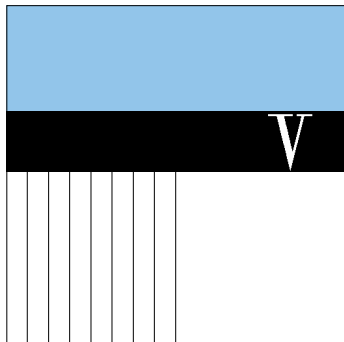
不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的として、我が国は、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結するとともに、平成14年9月に「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定と文化財保護法の改正を行いました。(同年12月9日施行)。このことにより、以下のような変更が生じました。

●外国の博物館などから盗取されたもので文部科学省令で定める文化財(特定外国文化財)は、原則輸入禁止。

- 特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている代価弁償を条件とし、回復請求期間を2年間から特例として10年間に延長。
- 重要有形民俗文化財の輸出が届出制から許可制へ。



広報用パンフレット



新しい時代に対応した 著作権施策の展開

1. 法制度の整備

◆「著作権法に関する今後の検討課題」(抄)

1. 基本問題

- (1) 私的録音録画補償金の見直し
- (2) 権利制限の見直し
- (3) 私的使用目的の複製の見直し
- (4) 共有著作権に係る制度の整備
- (5) 著作物の「利用権」に係る制度の整備
- (6) 保護期間の見直し
- (7) 政令等への委任
- (8) 表現・用語の整理等

2. デジタル対応

- (1) デジタル化時代に対応した権利制限の見直し
- (2) 技術的保護手段の規定の見直し
- (3) 放送新条約(検討中)に係る制度の整備

3. 契約・利用

- (1) ライセンシーの保護
- (2) 契約規定全般の見直し
- (3) 登録制度の見直し

4. 司法救済

- (1) 間接侵害
- (2) 損害賠償・不当利得等

(備考)

1. 著作者人格権
2. 裁定制度

第5期(平成17年2月～)文化審議会著作権分科会においては、「著作権法に関する今後の検討課題」(平成17年1月文化審議会著作権分科会)として取りまとめられた検討課題のうち、緊急に検討を要する課題として、「権利制限の見直し」及び「私的録音録画補償金の見直し」等を取り上げ、検討を行いました。

第6期(平成18年3月～)同分科会においては、残された検討課題に引き続き取り組むとともに、これ以外にも、「通信と放送の融合」やデジタル地上放送への全面移行に関連して、「IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等」についても検討を行うなど、緊急に対応すべき新たな著作権法上の課題についても検討を進めています。

文部科学省ホームページ掲載：

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm

平成17年1月24日 文化審議会著作権分科会

2. 円滑な流通の促進

◆具体的施策

- 「次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方についての調査研究」の実施
- 「契約書作成支援システム」や、「著作権契約マニュアル」等の調査研究
- 著作権契約の在り方についての調査研究の実施
- 「コンテンツ流通促進シンポジウム」の開催
- 著作権等管理事業法の的確な運用
- 「自由利用マーク」の策定と普及

※「自由利用マーク」について、詳しくは文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo>)をご参照ください。

音楽、映画、アニメ等の我が国の優れた著作物の円滑な流通を促進するため、文化庁では以下の施策を行っています。

「自由利用マーク」



3. 国際的課題への対応

1. アジア地域における海賊版対策

アジア諸国においては、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これら我が国の著作物の海賊版が大量に流通しており、放置することのできない深刻な問題となっています。

このため、文化庁では、政府の知的財産戦略本部で決定された「知的財産の創造、保護、活用に関する推進計画」に基づき、侵害発生国への取締強化の要請、途上国対象の研修事業の実施、権利者向けの手引書の作成、合同ミッションの派遣を始めとする官民連携強化等の施策を講じるとともに、平成18年度は新たに、海外で権利侵害を受けたときの対処法などを解説する「権利執行セミナー」の国内外での開催を予定しています。

2. 国際的ルールづくりへの参画

著作物等は、インターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、条約に基づく国際的な保護が必要です。現在WIPO（世界知的所有権機関）では視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論が行われており、我が国は各国間の意見の調整を図るなど議論を推進させるために、積極的な役割を果たしています。また、アジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働きかけています。

4. 著作権教育の充実



小学生用学習ソフト（改訂版）文化庁ホームページ
(http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/chosaku_hakase.html) 掲載

インターネット時代を迎え、著作権に関する知識や意識は、広く多くの人々にとって不可欠なものとなっています。こうした新しい状況に適切に対応するため、文化庁では、平成14年度から著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学ぼうプロジェクト」を展開しています。児童生徒が楽しく学べる学習ソフトや著作権Q&Aデータベースの開発・公開、様々なニーズに応じた著作権講習会の開催（国民一般向け、教職員向けなど）、著作権教育研究協力校による指導方法等の研究、全国の中学3年生全員へのマンガ教材の配布等を行っています。

国語に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語に関する問題は、これまで国語審議会が中心となって検討・改善を図ってきました。具体的には、表記に関して、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを定めています。

平成13年1月に国語審議会は文化審議会国語分科会に改組されました。現在同分科会では、平成17

年3月に文部科学大臣から文化審議会に対する諮問「敬語に関する具体的な指針の作成について」「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」を審議しています。

また、「言葉」について考える体験事業の実施など、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるために必要な施策を講じています。

このほか、独立行政法人国立国語研究所において、分かりにくい外来語について、検討を進め、言い換え例等の提案を行っています。

◆国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申と実施状況

①内閣告示・訓令にかかわるもの

国語審議会

諮問	諮問当時の内閣告示・訓令	答申	現行の内閣告示・訓令
国語施策の改善の 具体策について (昭41.6)	当用漢字表(昭21.11)	常用漢字表(昭56.3)	常用漢字表(昭56.10)
	当用漢字音訓表(昭23.2)		
	当用漢字字体表(昭24.4)		
	送りがなのつけ方(昭34.7)		
	現代かなづかい(昭21.11)	改定送り仮名の付け方(昭47.6)	送り仮名の付け方(昭48.6)
		改定現代仮名遣い(昭61.3)	現代仮名遣い(昭61.7)
		外来語の表記(平3.2)	外来語の表記(平3.6)

②内閣告示・訓令にかかわらないもの

国語審議会

諮問	答申
新しい時代に応じた国語施策の在り方について (平5.11)	・現代社会における敬意表現 ・表外漢字字体表 ・国際社会に対応する日本語の在り方(上記3答申とも平12.12)

文化審議会国語分科会

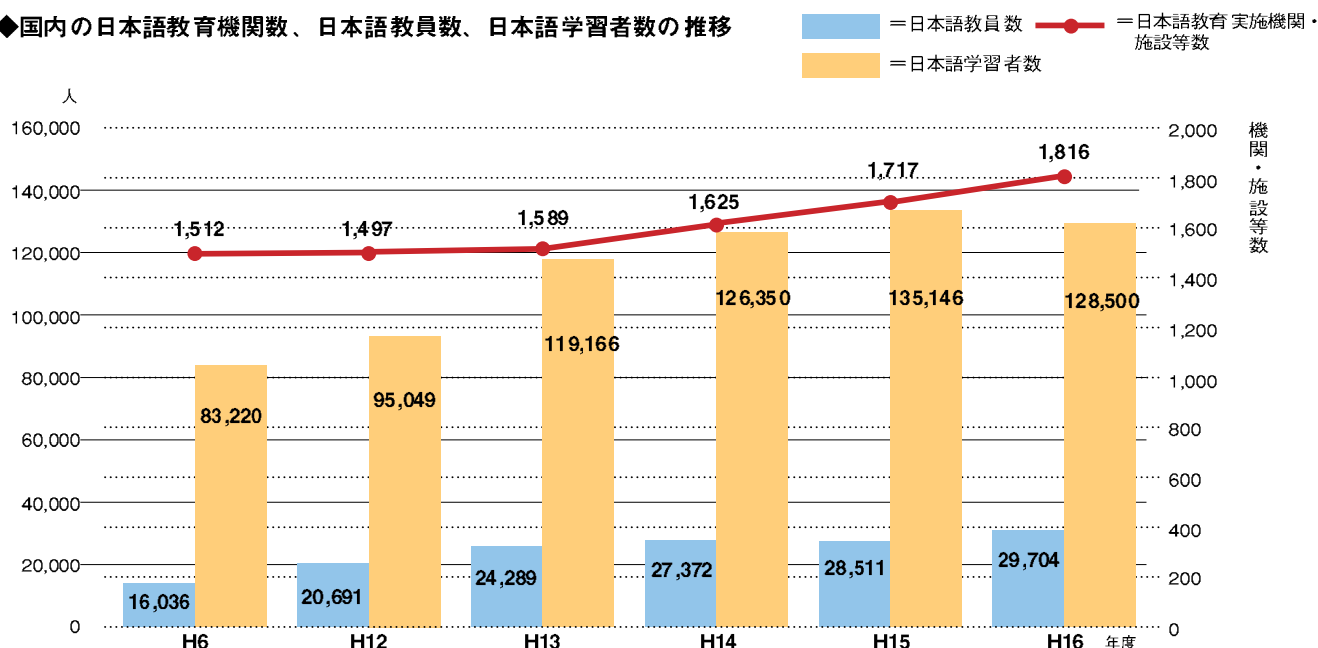
諮問	答申(文化審議会)
これからの時代に求められる国語力について(平14.2)	・これからの時代に求められる国語力について(平16.2) (これからの時代に求められる国語力を身に付けるための方策について) ①国語教育の在り方 ②読書活動の在り方
敬語に関する具体的な指針の作成について 情報化時代に対応する漢字政策の在り方について(平17.3)	(審議中)

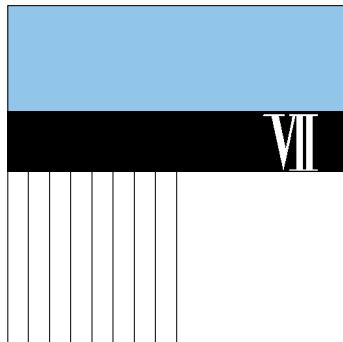
2 外国人等に対する日本語教育の推進

国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し、コミュニケーション言語としての日本語学習の振興を図るとともに、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため、文化庁では、次のような施策を講じています。

区 分	概 要
日本語教育の指導内容・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応するため、日本語教育の実態調査や日本語教育研究協議会等を実施している。
地域日本語教育支援事業	ボランティア等が主体となっている地域日本語教育の一層の充実を図るため、研修会の実施、日本語教室設置運営、教材作成、関係機関の連携を推進するための協議会の開催等の4分野について、事業の企画を公募し委嘱する。
日本語能力試験・日本語教育能力検定試験への補助	日本語学習を希望する者の日本語能力を測定するとともに、日本語教育の知識・能力が日本語教育の専門家として必要な水準に達しているかどうかを審査する試験の実施を財団法人日本国際教育支援協会が実施している。
難民救援のための日本語教育事業委託費	我が国に定住を希望する条約難民に対し、通所式施設において日本語教育を実施、さらに、すでに退所したインドシナ難民及び条約難民に対するフォローアップ(日本語ボランティア団体等への支援、日本語教育相談等)を行う。
中国帰国者に対する日本語教育	中国からの帰国者に対して、日本語教材、指導参考書等の作成・配布等を通じて日本語学習支援を行っている。
日本語教育支援総合ネットワーク・システム(国立国語研究所にて運用)	インターネットを活用して国内外の日本語教育の充実に資するため、日本語教育に関する各種の情報を提供している。

◆国内の日本語教育機関数、日本語教員数、日本語学習者数の推移





国際文化交流の推進

1 文化庁と国際文化交流

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められています。また、21世紀の国際社会では、文化の魅力によって世界の国々を引きつけることのできる「文化力」(ソフトパワー)が重要になってきています。特に、海外でも評価の高い我が国のアニメ、マンガ、映画等メディア芸術を中心に海外への情報発信が

求められています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、世界に誇れる芸術の創造及びその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進、海外の文化遺産保護への協力などを通じて、文化立国の実現に向けて施策の充実に取り組んでいます。

1. 2006年・2007年における「国際交流年」

◆国際交流年一覧

2006年

日豪交流年	2006年1月～12月
中東との集中的文化交流事業 (モロッコ、チュニジア、トルコ、 アルジェリア、アラブ首長国連邦、 オマーン、カタール、バーレーン、 エジプト、イスラエル)	2006年1月～12月

2007年

日中国交正常化35周年	2007年1月～12月
インドにおける日本年	2007年1月～12月
日タイ修好120周年	2007年1月～12月

文化、教育、スポーツ等、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国や地域と「国際交流年」が設定されています。

2006年及び2007年の主な「国際交流年」は左表のとおりです。

文化庁では、これらの「国際交流年」を多様な日本文化を海外に向けて総合的に紹介したり、海外の文化を広く日本に紹介する機会としてとらえ、伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の交流年事業を実施あるいは支援しています。

2. 第3回国際文化フォーラム

【実施期間：平成17年10月8日～平成17年12月5日】

国際文化フォーラムは、国際的な内外の芸術家、文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向について語り合うことを目的として、平成15年度から始めた事業です。第3回となる平成17年度の国際文化フォーラムは、文化庁等が推進中の「関西元気文化圏」の中心事業として主に関西で開催しました。開会レセプションには秋篠宮同妃両殿下のご臨席を仰いだほか、各地で展開された討論・座談会を通じて、世界に向け、文化のメッセージを力強く発信しました。第4回国際文化フォーラムは平成18年秋に開催する予定です。



第3回国際文化フォーラム開会式（京都市）

◆第3回国際文化フォーラム セッション一覧

日時	行事名	会場	参加者
H17.10.8	基調講演・鼎談 「文化力」～文化で元気になろう!～	国立京都国際会館 (京都)	ジャック・ラング(元仏文化大臣)、片倉もとこ(国際日本文化研究センター所長)、桂米朝(落語家)、筒井康隆(作家)他
H17.10.10	座談会「平和と文化」 ～文明の対話から共通の価値へ～	法隆寺聖徳会館 (奈良)	平山郁夫(前東京藝術大学学長)、山内昌之(東京大学大学院教授)、サリ・アンワル・ヌセイベ(アル・コドゥス大学学長／パレスチナ)、ベン・アミ・シロニー(エルサレム・ヘブライ大学教授／イスラエル)他
H17.10.17	座談会「トポス(場所)と神話」	賓日館 (三重)	河合隼雄(文化庁長官、臨床心理学者)、中沢新一(多摩美術大学教授)、バーバラ・グロチュスキ(フランス国立社会人類学研究所)、港千尋(美術家)他
H17.10.23	座談会 「日本・アジアの芸術の特色と世界への発信」	金戒光明寺 (京都)	高階秀爾(大原美術館館長)、ジャン・カルロ・カルツァ(ヴァネツィア カ・フォスカリ大学／イタリア)、金英順(芸術殿堂／韓国)、ニコール・ルーマニエル(セインズベリー日本藝術文化研究所／イギリス)、建畠哲(国立国際美術館館長)他
H17.11.5	座談会 「アジアのこどもと読書 ーアジア女性作家の視点からー」	丸ビルホール (東京)	阿刀田高(作家、(社)日本ペンクラブ専務理事)、高樹のぶ子(作家、九州大学特任教授)、パタマボン・ブサバツムロン(アジア大学／タイ)、藩向黎(作家／中国)他
H17.11.15	講演・発表会 「日韓をつなぐ短歌と時調(シジヨ)」	京都市国際交流会館イベントホール (京都)	中西進(京都市立芸術大学学長)、河野裕子(京都市社会教育委員、京都女性協合理事)、崔勝範(全北大学校／韓国)、李承信(孫戸妍記念事業会理事長／韓国)他
H17.11.20	日韓学生演奏交流ワークショップ	大阪府立東住吉高等学校 (大阪)	関西地域の高校生、韓国国立国樂中・高等学校の高校生
H17.12.2	座談会「演劇の未来」	JR東日本アートセンター「自由劇場」 (東京)	浅利慶太(演出家、劇団四季芸術総監督)、金正鉦(劇団「自由」芸術監督／韓国)、徐曉鐘(演出家、中央戲劇学院名誉院長／中国)
H17.12.5	日韓若手芸術家・文化人会合Ⅱ	NHK大阪放送局「テレビ第2スタジオ」 (大阪)	行定勲(映画監督)、宮台真司(首都大学東京准教授)、李鳳宇(シネカノン代表取締役)、李忠植(中央大学校／韓国)、金基徳(映画監督／韓国)、金善雅(プロデューサー／韓国)他

3. 文化庁文化交流使事業



オムスク総合大学での講義（村井健氏・ロシア）

文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動の展開を目的とした事業です。

「文化交流使」の活動には、日本在住の芸術家や文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講習や実演デモンストレーション等を行う「海外派遣型」、海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家や文化人が、講演、講習、現地メディアへの投稿、出演等を行う「現地滞在者型」、公演等で来日する諸外国の著名な芸術家が、日本滞在期間を利用して学校等を訪問し、実演、講演等を行う「来日芸術家型」の3つの類型があります。

◆平成17年度文化庁文化交流使一覧

類型	氏名	プロフィール	派遣国/活動場所
海外派遣型	Ikuro 三橋※	演出家	フランス、ベルギー、モロッコ、マダガスカル
	井上廣子	造形作家	オーストリア
	河村晴久	能楽師	アメリカ、カナダ
	神田山陽※	講談師	イタリア
	橋口譲二	写真家	ドイツ
	平田オリザ	劇作家・演出家	カナダ・アメリカ
	村井健	演劇評論家	ロシア
滞在型 現地型	杉葉子	女優	アメリカ
	本名徹次※	指揮者	ベトナム
来日芸術家型	アンヘル・コレラ	バレエダンサー(スペイン)	六本木ヒルズ(東京)
	オクトバス4	コントラバス四演奏グループ(イタリア)	東京国際学園
	ソレダッド	タンゴクインテット(ベルギー)	愛知県立明和高等学校
	10人のミラクル・トランペッター／ TEN OF THE BEST	トランペット・アンサンブル(ドイツ他)	秋田県立勝平養護学校
	ラルス・フォークト	ピアニスト(ドイツ)	東京都立芝商業高等学校
	日豪ジャズオーケストラ参加 オーストラリア・ミュージシャン	ジャズオーケストラ(オーストラリア)	広島県立尾道北高等学校

※は18年度も引き続き活動する文化交流使

平成17年度は、「海外派遣型」文化交流使として7名、「現地滞在型」文化交流使として2名、「来日芸術家型」文化交流使として6組の方々が活動しました。

また、文化庁交流使活動報告会を平成18年3月8日にセルリアンタワー能楽堂（東京）で開催し、平成17年度に海外で活動をした文化交流使による活動報告や、能楽師の河村晴久氏による能の実演が行われました。



第3回文化庁文化交流使活動報告会
（河村晴久氏による能の実演）

4. 海外との共同制作

アニメ、マンガ、映画等メディア芸術分野等において、我が国の芸術家・文化人と諸外国の芸術家・文化人との間で共同制作及びその企画・立案に向けた会合や人材交流事業を中長期的な観点から行うことで、我が国のコンテンツ発信の推進やコンテンツ関連人材の育成を図ります。

◆平成17年度 海外との共同制作実施事業

事業名	開催場所
日韓マンガ教育交流ワークショップ	ソウル（韓国）
共同創作に向けての演劇ワークショップ	ソウル（韓国）
日韓将棋文化交流事業	ソウル（韓国）
日韓若手打楽器奏者ワークショップ	済州島（韓国）
シンポジウム・ 制作者の交流が番組を生み出す ～日韓の制作者の場合から～	東京（日本）

5. 文化多様性の保護・促進への対応

平成17年秋のユネスコ総会にて文化多様性条約が採択されたことを受けて、いままでの議論の経過を取りまとめるとともに、文化多様性条約がもつ国際法的な問題や、文化多様性条約の課題について調査しています。併せて文化多様性の持つ歴史的

経緯を検証し、文化多様性の保護、促進に対する各国の施策、取組を調査するとともに、今後国内の芸術団体への助成措置等の文化政策に対する考え方も検討していくための情報を収集しています。

6. 日本文化の総合発信推進事業

日本の漫画・アニメ、ゲーム、音楽といったポップカルチャーや現代アートは、「ジャパン・クール」と呼ばれ海外で人気を博していますが、これまで海外の日本文化へのニーズの具体的な内容や日本の芸術活動の情報を広く情報提供する仕組みがなく、日

本文化を効果的に発信できていませんでした。このため、平成18年度より文化庁が日本の芸術団体等の活動や海外での日本文化受入に関するニーズをインターネット等で英語で紹介する等推進します。

2 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要

1. 人物交流

芸術家・文化財専門家等の派遣・受入（平成18年度予算：1,046百万円）

■ハイレベル文化人・専門家の招へい

外国の文化行政担当省庁の高官、博物館・美術館、文化財研究所、芸術劇場の責任者などハイレベルの文化人を招へいして、我が国関係者との協議、講演等を実施。

・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業……………（12百万円）

■人材育成のための芸術家派遣・招へい

美術、音楽、舞踊等の各分野において、我が国の新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する機会を提供するほか、海外の優秀な新進芸術家が我が国で研修する機会を提供。

また、我が国の芸術家に指導・助言を与えてもらうために、世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。

・新進芸術家海外留学制度……………（708百万円）

・海外新進芸術家招へい研修事業……………（127百万円）

・優秀指導者特別指導助成……………（110百万円）

■文化財専門家の派遣・招へい

日本古美術、文化財建造物等の分野において、海外の修復技術者、学芸員、保存管理者等と我が国の文化財専門家との間で、管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施。

・在外日本の古美術品に係る

博物館・美術館研究協力事業……………（13百万円）

・アジア諸国文化財の保存修復等協力事業……………（11百万円）

・アジア太平洋地域世界遺産等

文化財保護協力推進事業……………（65百万円）

・文化遺産国際協力センター運営【東京文化財研究所】＊

＊独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

2. 公演等

■芸術団体等の海外公演・招へい公演、

国際共同制作等（芸術団体等に対する支援）

我が国と海外との二国間における芸術交流の推進（我が国芸術団体の海外派遣公演、当該国の芸術団体の招へい公演等）と海外との優れたオペラ等の共同制作や世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。

・優れた芸術の国際交流……………（1,864百万円）

・海外で開催される

メディア芸術祭等への参加に対する支援……………（12百万円）

■舞台芸術の国際フェスティバルの開催

我が国において、世界的な芸術団体・芸術家の参

加を得て、音楽、舞踊、演劇等の国際フェスティバルを開催。

・舞台芸術国際フェスティバル……………（339百万円）

■映画に関する国際交流

海外映画祭等において、優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、出品等に係る経費を支援。また、世界各国の国際映画祭への参加に伴う経費に對して助成。

・海外映画祭への出品等支援……………（89百万円）

・映画に関する国際交流＊

＊独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

3. 日本文化の発信等

日本文化の発信による交流(平成18年度予算：798百万円)

■芸術家・文化人等による文化発信

我が国の文化人・芸術家や公演等で来日する諸外国の著名な芸術家を文化庁「文化交流使」として委嘱し、我が国と海外の芸術家・文化人との連携協力を強化するとともに日本文化発信の具体化・事業化を促進。

・文化庁文化交流使事業……………(110百万円)

■多様な手段による日本文化の発信

世界的に著名な文化人等を招へいした顕在性の高い国際シンポジウムを開催するとともに、現代舞台芸術を中心とした我が国の文化芸術等を見本市的にまとめて内外に紹介。また、国民文化祭や全国高等学校総合文化祭に海外から高校生や文化団体等を招へいするとともに、海外のフェスティバル等に高校生や文化団体等を派遣し、相互交流することで、地域文化の活性化に資する。さらに、インターネットにより日本の芸術団体等の活動や海外での日本文化受け入れに関する情報を英語等で紹介する等推進。

・国際文化フォーラム事業……………(47百万円)

・文化多様性の保護・促進への対応……………(16百万円)

・国際交流による地域文化活性化事業……………(99百万円)

・日本文化の総合発信推進事業……………(30百万円)

■海外との共同制作

ソフトパワーをさらに強化し、アニメ、マンガ、映画、コンピューターゲーム等のメディア芸術分野等において、人材育成、コンテンツの共同制作等の支援を行う。

・文化芸術分野における海外との

共同創作活動を通じた国際交流の推進……………(20百万円)

■現代日本文学翻訳・普及事業

優れた現代日本文学を英語・フランス語などに翻訳し、海外へ紹介。

・現代日本文学の翻訳・普及事業……………(230百万円)

■海外展及び交流展等展覧会の開催

我が国の優れた文化財を海外に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を毎年実施。また、我が国の国立博物館(東京、京都、奈良、九州)と日本古美術品を所蔵している海外の博物館・美術館との間で各々が所有する日本古美術・東洋美術を中心とする交流展を相互に実施。

・文化財海外交流展……………(81百万円)

・博物館等海外交流古美術展＊

＊独立行政法人国立博物館の運営費交付金において実施

■文化遺産オンライン構想等の推進

文化遺産のインターネット上での総覧の実現を目指し、博物館・美術館等におけるデジタルアーカイブ化を促すとともに、インターネット上における文化遺産情報のポータルサイトを整備し、全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする文化遺産の情報を集約化して国内外に発信。

・文化遺産オンライン構想等の推進……………(109百万円)
(P.60を参照)

4. 文化遺産保存修復の協力

文化遺産保存修復事業(平成18年度予算：213百万円)

■国際社会からの要請等に基づく国際協力

各国からの要請等に応じ、専門家の現地調査研究や保存・修復のための派遣、保存修復等の研修のための招へいを行う。また、国際会議の開催や、文化遺産国際協力コンソーシアム構築を行う。

・文化財保護国際貢献事業(再掲)……………(88百万円)

・西アジア文化遺産保存保護協力事業＊

＊独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

■海外文化財保存修復専門家の研修等

アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に、奈良県・奈良市・財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力の下、アジア太平洋地域の文化財専門家の研修等を実施。

- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業（再掲）……………（65百万円）



アジア太平洋地域文化遺産保護修復集団研修
（建造物の実測 奈良・唐招提寺）

■国際機関との連携推進

文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）と連携協力し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁等の職員を派遣。

- ・国際文化財保護協力機関連携推進事業……………（9百万円）

■文化財不法輸出入の防止

（詳細についてはP.47を参照）

- ・文化財不法輸出入等防止推進費……………（6百万円）

■世界遺産の保護推進

世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画。また、世界遺産に関する最新の情報を発信し、広く文化財に対する理解の増進を図る。

- ・世界遺産保護推進費……………（13百万円）

- ・世界遺産普及活用事業……………（32百万円）

■独立行政法人文化財研究所における

文化遺産保護国際協力事業＊

独立行政法人文化財研究所において、世界の文化遺産の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成などの国際協力を実施。また、各国の文化遺産保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催。

＊独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

5. 外国人等に対する日本語教育

（平成18年度予算：126百万円）

- ・詳細についてはP.51を参照。

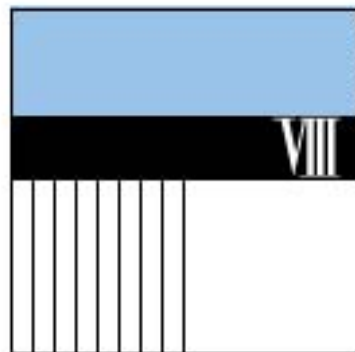
6. 著作権分野での協力

（平成18年度予算：102百万円）

海外における我が国著作物の海賊版を撲滅するため、途上国を対象とした研修事業及び二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請等を実施。

- ・アジア地域著作権制度普及促進事業……………（52百万円）

- ・コンテンツの創作活動の保護と流通の促進（海賊版対策事業）……………（50百万円）



文化の情報化の推進

1. 文化庁ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/>

文化庁に関する情報の提供のほか、国指定文化財の情報公開を行うとともに、国立の文化施設等とリンクさせ、それらの紹介を行っています。

また、「子ども文化教室」

(<http://www.bunka.go.jp/kids/index.html>)では、文化に対する子どもたちの理解、活動の支援のため、文化財や芸術文化に関する情報を提供しています。



2. メディア芸術プラザ

<http://plaza.bunka.go.jp/>

メディア芸術プラザにおいて、コンピュータ・グラフィックスをはじめとする新しいメディア芸術の創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを行っています。



3. 文化デジタルライブラリー

<http://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/>

最先端のデジタル技術を活用して、伝統芸能や現代舞台芸術の公演などを記録・集積し、インターネットなどの媒体を用いて、学校などにおける教育用コンテンツとして提供する事業を、平成12年度から(独)日本芸術文化振興会を中心に進めており、14年7月から公開しています。



4. 国語施策情報システム

<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>

国語施策の充実を図り、国民の関心や必要にこたえらるとともに、国語に対する認識を深めることを目的として、漢字や仮名遣いなどの国語表記の基準をはじめ、現在に至る審議会などでの検討・審議など、国語施策に関する情報を、平成14年5月からインターネットを通じて提供しています。



5. 文化遺産オンライン構想

<http://www.bunka.nii.ac.jp>

文化庁では、総務省と連携を図り、ブロードバンドを通じて国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を積極的に公開する「文化遺産オンライン構想」を推進しています。

文化遺産オンラインとは、国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を総覧することなどを目的とした、インターネット上における文化遺産のポータルサイトです。そのシステムの実証のため、国内向けに日本語による「文化遺産オンライン試験公開版」を平成16年4月からインターネット上 (<http://www.bunka.nii.ac.jp>) で公開しています。

我が国の良質で多様な文化遺産に関する情報を集約化して国内外へ発信することを目指して、国内の美術館・博物館や地方公共団体等の協力を得ながら、現在取組を進めています。



アイヌ文化の振興

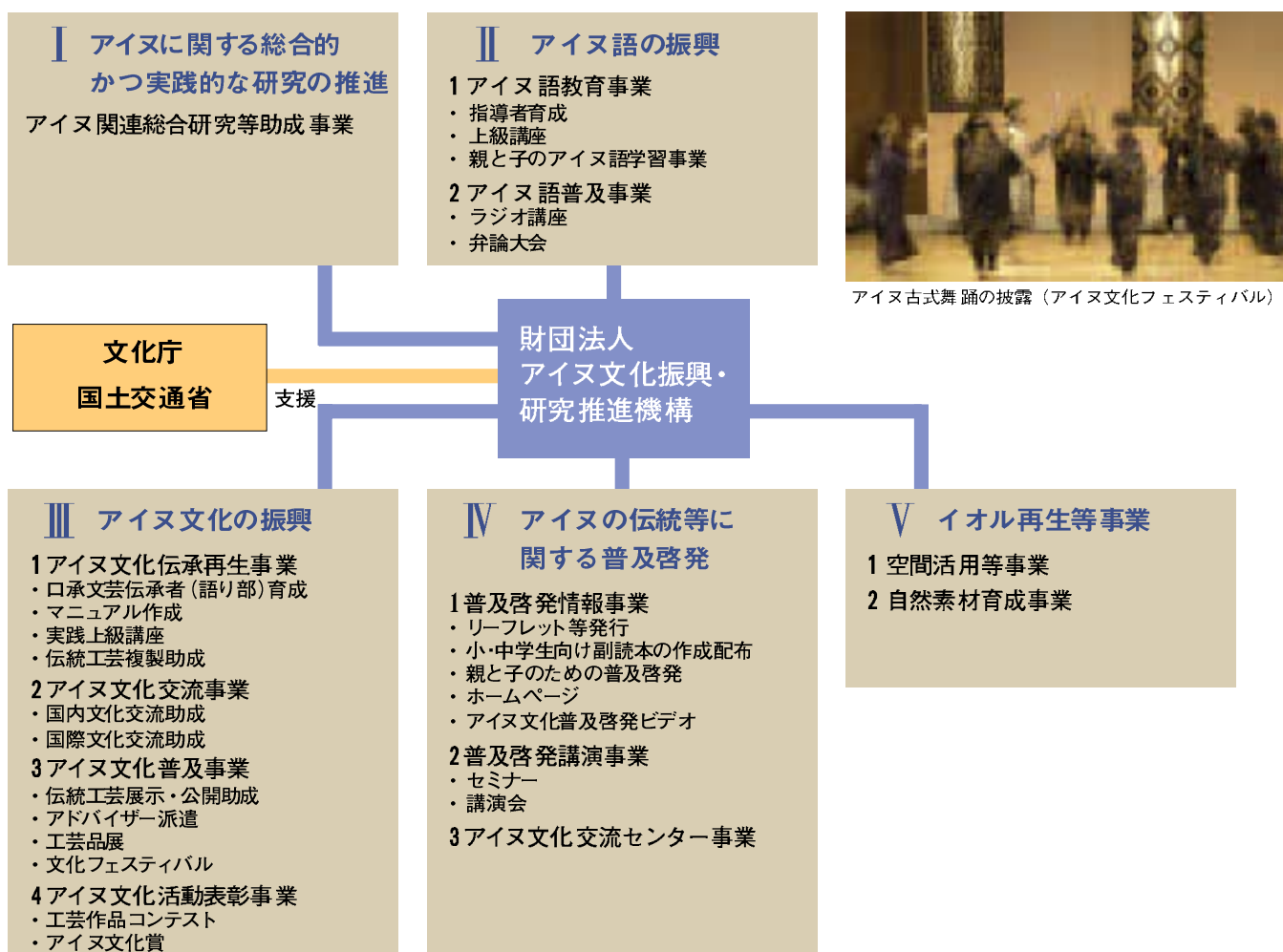
文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。

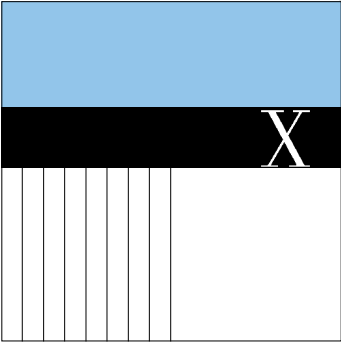
平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び

啓発に関する法律」が成立しました。

また、アイヌ文化の振興等を目的に設立され、本法の規定に基づく業務を行うものとして国が指定した「アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などからなる事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。

◆ 事業体系図（平成18年度事業）





宗教法人と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

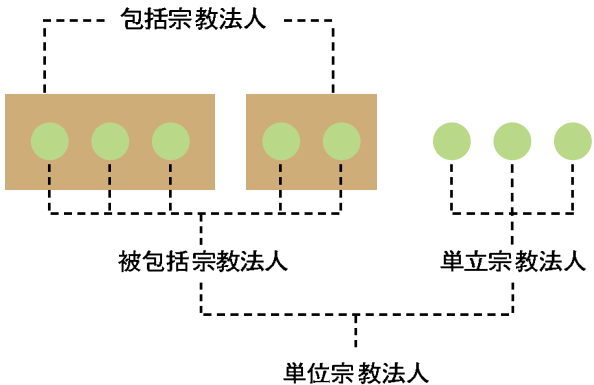
◆宗教法人数

所轄	系統	区分	包括宗教法人	単位宗教法人	合計
文部科学大臣	神道系		130	85	215
	仏教系		157	255	412
	キリスト教系		59	237	296
	諸教		31	72	103
	計		377	649	1,026
都道府県知事	神道系		7	84,855	84,862
	仏教系		11	77,264	77,275
	キリスト教系		8	4,285	4,293
	諸教		1	15,184	15,185
	計		27	181,588	181,615
合計			404	182,237	182,641

(平成16年12月31日現在)

※文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人
都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

◆宗教法人の種類

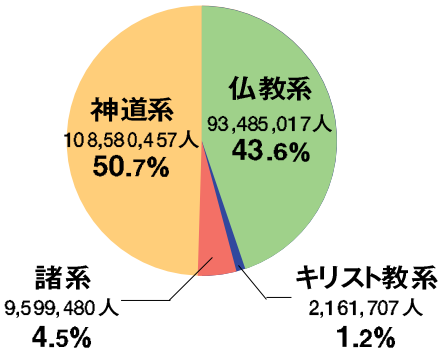


我が国には、大小さまざまな神社、寺院、教会等の宗教団体や、それらを包括する教派、宗派、教団といった宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっています。

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としています。

◆系統別信者数

(平成16年12月31日現在)



※信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

●包括宗教法人

単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等

●単位宗教法人

礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

- ・被包括宗教法人：
他の宗教法人に包括される法人
- ・単立宗教法人：
他の宗教法人に包括されない法人

2 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事務を行っています。

1. 宗教法人の認証業務

宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の認証など、宗教法人法に定められた所轄庁としての事務を行っています。

2. 宗教法人の管理運営の指導

都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会等の実施、手引書やビデオの作成などを行っています。

また、平成7年に行われた宗教法人法の一部改正により、新たに各法人に義務付けられた事務所備付け書類の写しの提出などについて、周知の徹底に努めています。



宗教法人指導者講習会

3. 宗教関係資料の収集

宗教に関する統計資料の収集や、宗教年鑑の作成などを行っています。



宗教年鑑等

4. 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が設置されています。

国立文化施設等

1. 国立劇場

<http://www.ntj.jac.go.jp>

国立劇場本館・演芸資料館

我が国古来の伝統芸能の保存・振興を目的として、つとめて古典伝承のままの姿で公開しています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1
TEL03-3265-7411

平成18年度の公演予定

歌舞伎	5公演	118回
文楽	4公演	132回
舞踊	4公演	7回
邦楽	4公演	6回
雅楽	2公演	2回
声明	2公演	2回
民俗芸能	3公演	8回
大衆芸能	59公演	286回
特別企画	2公演	3回
青少年等を対象とした歌舞伎	2公演	88回

地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅
①出口より徒歩5分
地下鉄有楽町線・半蔵門線・
南北線「永田町」駅②④出口
より徒歩10分

【大劇場】 1,610席
【小劇場】 590席
【演芸資料館】 300席
【伝統芸能情報館】



国立能楽堂

能楽の普及と新しい観客層の開拓を目的として、能と狂言の公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1
TEL03-3423-1331

平成18年度の公演予定

定例公演	23公演	23回
普及公演	13公演	13回
企画公演	14公演	16回
特別企画	1公演	1回
青少年等を対象とした能楽	1公演	10回

【能舞台】 591席



JR中央・総武線「千駄ヶ谷」駅
下車、徒歩5分 地下鉄大江戸
線「国立競技場」駅A4出口よ
り徒歩5分

国立文楽劇場

人形浄瑠璃文楽を中心に、上方芸能を保存・継承し発展させることを目的として、公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています



【文楽劇場】 753席
【小ホール】 159席

平成18年度の公演予定

文楽	4公演	189回
舞踊	1公演	2回
邦楽	1公演	1回
声明	1公演	1回
大衆芸能	8公演	33回
青少年等を対象とした文楽	2公演	56回



地下鉄堺筋線・千日前線「日本橋」駅
⑦出口より徒歩1分

〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10
TEL 06-6212-2531

国立劇場おきなわ <http://www.nt-okinawa.or.jp>

伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流の拠点となることを目的として、組踊を中心とする沖縄伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



【大劇場】 632席
【小劇場】 255席

平成18年度の公演予定

定期公演	23公演	30回
企画公演	6公演	7回
研究公演	1公演	1回

〒901-2122
沖縄県浦添市勢理客4-14-1
TEL 098-871-3311



バス利用の場合 勢理客(じっちゃんく)
バス停下車 徒歩10分 タクシー利用の場合 那覇空港から約30分

2. 新国立劇場 <http://www.nntt.jac.go.jp>

新国立劇場

現代舞台芸術の振興普及を図るため、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演を行うとともに、現代舞台芸術の実演家等の研修や、調査研究、資料収集等を行っています。



【オペラ劇場】 1,814席
【中劇場】 1,038席
【小劇場】 468席
【舞台美術センター】

平成18年度の公演予定

オペラ	10公演	46回
バレエ	7公演	36回
現代舞踊	4公演	12回
演劇	10公演	159回
青少年等を対象としたオペラ	2公演	12回



京王新線(都営新宿線乗入)「初台」駅
(中央口)より徒歩1分 お車(約860台
収容の駐車場あり)山手通り、甲州街道
交差点。首都高速4号線新宿ランプすぐ

〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1
TEL 03-5351-3011

3. 国立美術館 <http://www.momat.go.jp/>

東京国立近代美術館

【本館・工芸館】

昭和27年に旧日活本社ビル跡に開館しましたが、44年にその後、石橋正二郎氏から建物の寄贈を受け竹橋に移転しました。

美術館本館は2年半の工事を終え、平成14年1月にリニューアル・オープンしました。

その後、工芸館は重要文化財に指定された旧近衛師団司令部を回収し、52年に開館しました。

近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

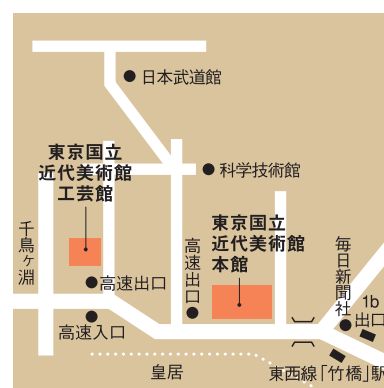


美術館本館



工芸館

開館時間	10:00～17:00 (入館は16:30まで)
夜間開館	10:00～20:00 (入館は19:30まで) 本館のみ、毎週金曜日実施
休館日	毎週月曜日 (月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 展示替期間 年末年始 (平成18年12月29日～平成19年1月1日)
入館者数	1,197千人 (平成17年度 フィルムセンター含む)
収蔵品	絵画 4,517点 彫刻 404点 写真 1,472点 工芸 2,643点 その他 3,174点 計 12,210点 (平成17年度末)



地下鉄東西線「竹橋」駅下車、1b出口より
(本館) 徒歩3分、(工芸館) 徒歩10分

本館
〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
TEL 03-3214-2561
工芸館
〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
TEL 03-3211-7781

【フィルムセンター】

昭和45年に美術館移転後の京橋の旧館に開館しましたが、建物の老朽化に伴い、我が国の映画芸術振興の拠点として平成7年5月、新館が開館しました。

また、昭和61年に映画フィルムの保存施設として相模原分館を設置しました。

日本及び世界の映画フィルムや映画関係資料の収集、保存、上映等及びこれらに関する調査研究を行っています。

上映開館時間	大ホール／火～金 15:00、19:00 土日祝 13:00、16:00 小ホール／各種事業用として使用
開館時間	展示室／火～日 11:00～18:30 (入館は18:00まで)
休館日	毎週月曜日 年末年始 (平成18年12月28日～平成19年1月4日)
収蔵品	映画フィルム 46,458本
映画関係資料	映画関係図書 (和書) 22,552冊 映画関係図書 (洋書) 3,665冊 シナリオ 約 30,000冊 ポスター 約 42,000枚 スチル写真 約 372,000枚 (平成17年度末)



フィルムセンター
〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6
TEL 03-3561-0823
フィルムセンター相模原分館
〒229-0021 神奈川県相模原市高根3-1-4
TEL 042-758-0128



地下鉄銀座線「京橋」駅下車、出口1 徒歩1分
都営浅草線「宝町」駅下車、出口A4 徒歩1分
JR「東京」駅下車、八重洲南口 徒歩10分

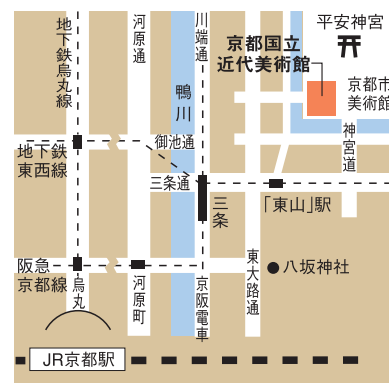
京都国立近代美術館 <http://www.momak.go.jp/>

国立近代美術館京都分館として昭和38年発足、42年に独立して京都国立近代美術館となり、その後、61年10月新館を開館。

近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで）										
夜間開館	9:30～20:00（入館は19:30まで） 4月14日～9月8日の金曜日 （ただし、企画展期間中のみ実施）										
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日） 年末年始（12月25日～1月4日）										
入館者数	284千人（平成17年度）										
収藏品	<table> <tr> <td>絵画</td><td>4,136点</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>99点</td></tr> <tr> <td>工芸</td><td>2,385点</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,474点</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9,094点（平成17年度末）</td></tr> </table>	絵画	4,136点	彫刻	99点	工芸	2,385点	その他	2,474点	計	9,094点（平成17年度末）
絵画	4,136点										
彫刻	99点										
工芸	2,385点										
その他	2,474点										
計	9,094点（平成17年度末）										



地下鉄東西線「東山」駅下車 徒歩5分

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町（岡崎公園内）
TEL 075-761-4111

国立西洋美術館 <http://www.nmwa.go.jp/>

松方コレクションの返還を機に昭和34年4月設置、6月開館、54年11月新館を、平成9年12月に企画展示館を増築しました。

フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



開館時間	春の企画展開催日から秋の企画展終了日までの期間9:30～17:30（入館は17:00まで）上記以外の期間 9:30～17:00（入館は16:30まで）												
夜間開館	毎週金曜日 9:30～20:00（入館は19:30まで）												
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日） 年末年始（12月28日～1月1日）												
入館者数	824千人（平成17年度）												
収藏品	<table> <tr> <td>絵画</td><td>371点</td></tr> <tr> <td>素描</td><td>139点</td></tr> <tr> <td>版画</td><td>3,661点</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>101点</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>173点</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,446点（平成17年度末）</td></tr> </table>	絵画	371点	素描	139点	版画	3,661点	彫刻	101点	その他	173点	計	4,446点（平成17年度末）
絵画	371点												
素描	139点												
版画	3,661点												
彫刻	101点												
その他	173点												
計	4,446点（平成17年度末）												



JR「上野」駅下車、徒歩1分
京成「京成上野」駅下車、徒歩7分
地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩8分

〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7
TEL 03-3828-5131

国立国際美術館 <http://www.nmao.go.jp/>



昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国美術館を活用して、52年に発足。日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間	10:00～17:00（入館は16:30まで）										
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日） 年末年始（12月28日～1月4日）										
入館者数	1,788千人（平成17年度）										
収藏品	<table> <tr> <td>絵画</td><td>3,360点</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>246点</td></tr> <tr> <td>工芸品</td><td>655点</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,078点</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5,539点（平成17年度末）</td></tr> </table>	絵画	3,360点	彫刻	246点	工芸品	655点	その他	1,078点	計	5,539点（平成17年度末）
絵画	3,360点										
彫刻	246点										
工芸品	655点										
その他	1,078点										
計	5,539点（平成17年度末）										



地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車、徒歩約10分
地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅下車、徒歩約15分
JR大阪環状線「福島」駅、JR東西線「新福島」駅下車、徒歩約10分

〒530-0005 大阪市北区中之島4-2-55
TEL 06-6447-4680

4. 国立博物館

東京国立博物館 <http://www.tnm.jp/>

明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最初の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立博物館と改称しました。

我が国の総合的な博物館として、日本を中心に広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。



〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号
TEL 03-3822-1111

開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで） 4月～12月の特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで開館（入館は19:30まで） 4月～9月の土曜、日曜、祝日、振替休日は18:00まで開館（入館は17:30まで）																
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）、年末年始（12月28日～1月1日、4日） ※ゴールデンウィーク期間とお盆期間中（8月13日～8月15日）は、原則として無休																
入館者数	1,444千人（平成17年度）																
収蔵品	<table> <tr> <td>絵画</td><td>11,476件</td></tr> <tr> <td>書籍・典籍・古文書</td><td>2,154件</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>1,236件</td></tr> <tr> <td>考古</td><td>28,594件</td></tr> <tr> <td>工芸</td><td>30,302件</td></tr> <tr> <td>東洋美術・考古</td><td>14,631件</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>25,884件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>114,277件（平成17年度末）</td></tr> </table>	絵画	11,476件	書籍・典籍・古文書	2,154件	彫刻	1,236件	考古	28,594件	工芸	30,302件	東洋美術・考古	14,631件	その他	25,884件	計	114,277件（平成17年度末）
絵画	11,476件																
書籍・典籍・古文書	2,154件																
彫刻	1,236件																
考古	28,594件																
工芸	30,302件																
東洋美術・考古	14,631件																
その他	25,884件																
計	114,277件（平成17年度末）																



JR「上野」駅下車、徒歩15分
京成「京成上野」駅下車、徒歩15分
地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩14分

京都国立博物館 <http://www.kyohaku.go.jp/>

明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。

古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍寺社等の美術全般を収集・保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。



〒605-0931 京都市東山区茶屋町527
TEL 075-541-1151

開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで）														
夜間開館	特別展開催期間中（毎週金曜日を除く）は18:00まで開館（入館は17:30まで） 特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで開館（入館は19:30まで）														
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）、年末年始														
入館者数	332千人（平成17年度）														
収蔵品	<table> <tr> <td>絵画</td><td>3,916件</td></tr> <tr> <td>書籍・典籍・古文書</td><td>2,250件</td></tr> <tr> <td>彫刻</td><td>379件</td></tr> <tr> <td>考古</td><td>1,116件</td></tr> <tr> <td>工芸</td><td>4,431件</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>393件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>12,485件（平成17年度末）</td></tr> </table>	絵画	3,916件	書籍・典籍・古文書	2,250件	彫刻	379件	考古	1,116件	工芸	4,431件	その他	393件	計	12,485件（平成17年度末）
絵画	3,916件														
書籍・典籍・古文書	2,250件														
彫刻	379件														
考古	1,116件														
工芸	4,431件														
その他	393件														
計	12,485件（平成17年度末）														



京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分
JR、近鉄「京都」駅下車、駅前バスD2バスのりばから206・208号系統にて「博物館・三十三間堂」下車、徒歩1分

奈良国立博物館 <http://www.narahaku.go.jp/>

明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。

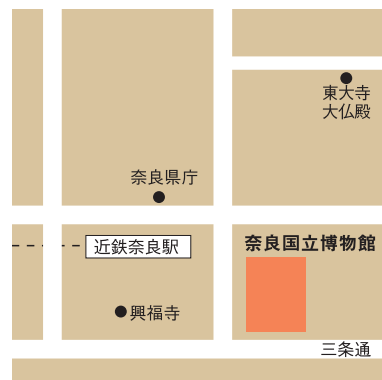
仏教美術を中心とした文化財について収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。そのほか、文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする平常展のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。



〒630-8213 奈良市登大路町50番地
TEL 0742-22-7771

開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで） 4月最終から10月最終までの毎週金曜日、 1月第2月曜日の前日、2月3日、3月12日、8月15日、 12月17日は19:00まで開館（入館は18:30まで）	
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）、年末年始（12月25日～1月1日）	
入館者数	445千人（平成17年度）	
収蔵品	絵画	856件
	書籍・典籍・古文書	435件
	彫刻	486件
	考古	937件
	工芸	832件
	その他	141件
	計	3,687件（平成17年度末）

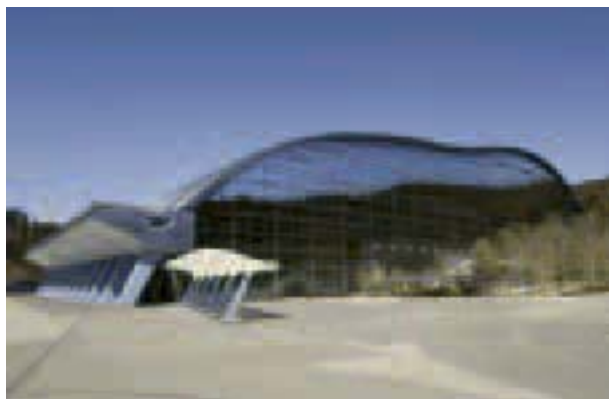
近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分
奈良交通バス 市内循環外回り「氷室神社・国立博物館」下車、徒歩1分



九州国立博物館 <http://www.kyuhaku.com/pr/>

平成17年10月16日開館。

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、旧石器時代から近世末期（開国）までの日本文化の形成について、アジア諸地域との「交流」という視点から、文化財の収集・展示・調査研究等を行っています。



〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2
TEL 092-918-2807

開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで）	
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）	
入館者数	895千人（平成17年度）	
収蔵品	絵画	88件
	書籍・典籍・古文書	73件
	彫刻	14件
	考古	46件
	工芸	400件
	その他	20件
	計	641件（平成17年度末）



- 車** 九州自動車道利用
太宰府インターから太宰府天満宮方面へ（約15分）
- 鉄道** 西鉄利用：福岡（天神）駅から二日市駅で太宰府線に乗り換え、太宰府駅下車（20分）、徒歩（10分）
JR利用：博多駅から鹿児島本線で二日市駅下車（15分）、タクシー（15分）

5. 国立国語研究所

国立国語研究所 <http://www.kokken.go.jp/>



国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的調査研究をしています。

多摩都市モノレール「高松」駅下車、徒歩5分 立川バス 立川駅北口2番のりばより、「立川17」、「立川17-3」系統「大山団地折返場」方面行きで「自治大学校・国立国語研究所」下車、徒歩2分



〒190-8561 東京都立川市緑町3591-2
TEL 042-540-4300

6. 文化財研究所

東京文化財研究所 <http://www.tobunken.go.jp/>



日本・東洋の美術、芸能分野を中心に調査研究及び文化財の保存に関する科学的な調査及び修復材料、技術の開発に関する研究をしています。

JR「上野」駅、「鶯谷」駅下車、徒歩10分 地下鉄銀座線・日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分 京成「京成上野」駅下車、徒歩20分 地下鉄千代田線「根津」駅下車、徒歩15分



〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
TEL 03-3823-2241

奈良文化財研究所 <http://www.nabunken.go.jp/>



歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査をしています。

近鉄「大和西大寺」駅下車、徒歩10分



〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1
TEL 0742-34-3931

